

学校教育

この冊子の中で使用する「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校を指します。（学校教育法第1条より）



ライオン制作 ～うまくお肉を食べるかな？～ 高木幼稚園

I 学校教育推進の目標

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「*VUCA」の時代とも言われている。世界的な感染症の拡大や混沌とした国際情勢等は、正に予測困難な時代を象徴する事態である。

このような時代の中で、一人一人のウェルビーイングを実現していくためには、社会を持続的に発展させていかなければならない。その実現に向けては、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる人材の育成が求められている。具体的には、変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性を働かせて、問題解決に取り組もうとする態度・姿勢、そして知識やアイデアを共有するために不可欠な読解力・表現力や協働性といった資質・能力を備えた人材である。これらの資質・能力を学校教育において培っていくためには、学習指導要領を着実に実施する中で、目の前の事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者と協働的に議論し、納得解を生み出すような活動が必要となる。そのためには、「社会に開かれた教育課程」を実現し、「何ができるようになるか」を明確に示し、習得・活用・探究のバランスを工夫し、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」を引き出す授業改善が必要となる。また、これらのことを前提として、学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTが必要不可欠なものであることを十分に認識し、これからの学校教育のあり方を検討していかなければならない。

本市では、「夢はぐくむ教育のまち西宮」を基本理念とし、学校・家庭・地域が三位一体となり「志を支える立志の里」を実現すべく「総がかりの教育」を進めてきた。この理念と実践は、第5次西宮市総合計画においても「子供が夢を抱き、夢に向かって挑戦できる教育や、学校・家庭・地域との連携を推進する」と、学校教育の目標として明記しており、学校・家庭・地域が自らの役割と責任を自覚し、三者が緊密に連携し、地域や子供の実情に応じた「育てたい子供像」や「課題」、「目標」を明確にした上で、自主的・自律的で創意工夫のある教育活動を展開している。

本市の子供の実情については、全国学力・学習状況調査や市独自の学力調査、その他各種調査により傾向の把握に努めており、国語、社会、算数・数学、理科、英語（中学校・義務教育学校後期のみ）の習得状況については、概ね良好である。一方、自ら課題を設定して情報を集め、整理・考察することや考えたことがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫することなどについて、肯定的な回答をした子供の割合は、6割程度にとどまっている。また、「自分には、よいところがあると思う」「自分と違う意見について考えるのは楽しい」といった非認知能力に関わる質問についても全国平均を下回っている。（p.32 参照）。このような、子供個々の資質・能力に関する事柄の他に、不登校傾向の子供や特別な支援を必要とする子供に関して、全国と同様に、本市においても増加傾向が見られることから、様々な機会やツールを利用して、学校が子供たちのセーフティーネットとして機能していくようなあり方を構築していく必要がある。

これらを踏まえ、「**自他の可能性を信じ、夢と志を語り、主体的に自らの人生を切り拓こうとする子供の育成**」を目指して、本年度も次の3点を学校教育推進の基本目標として掲げる。

《*VUCA…Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）》

学校教育推進の基本目標

1 子供の育ちのためにつながる

- （１）家庭・地域とつながる
- （２）校内や校種間でつながる

2 「生きる力」をはぐくむ

- （１）「確かな学力」をはぐくむ
- （２）「豊かな心」をはぐくむ
- （３）「健やかな体」をはぐくむ

3 子供の育ちをささえる

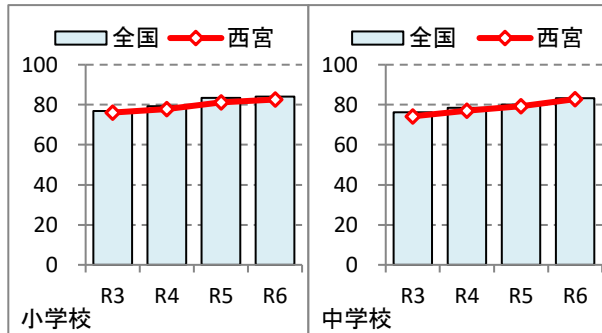
- （１）学びの質の向上に取り組む
- （２）教育環境の整備

西宮の子供の現状

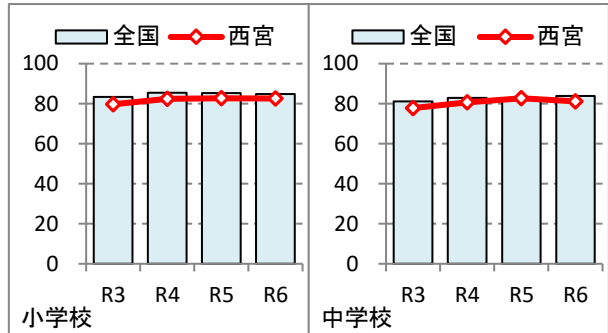
令和6年度(2024年度)全国学力・学習状況調査 質問調査(小学6年・中学3年)結果より

「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合

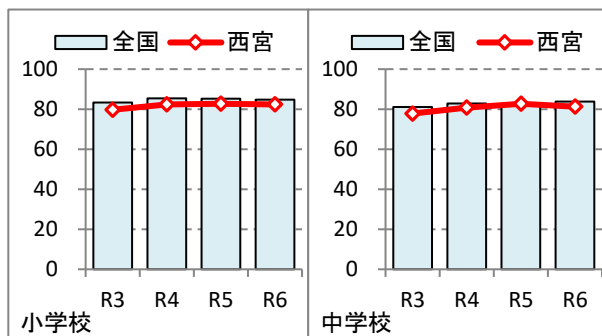
自分には、よいところがあると思いますか



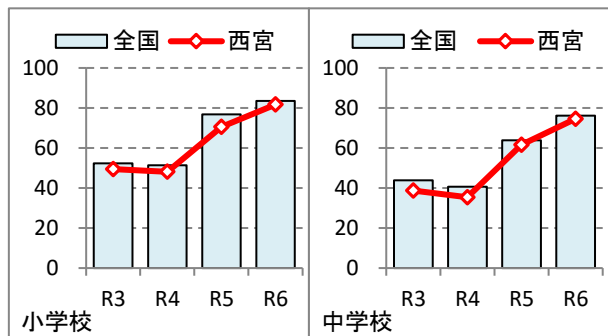
学校に行くのは楽しいと思いますか



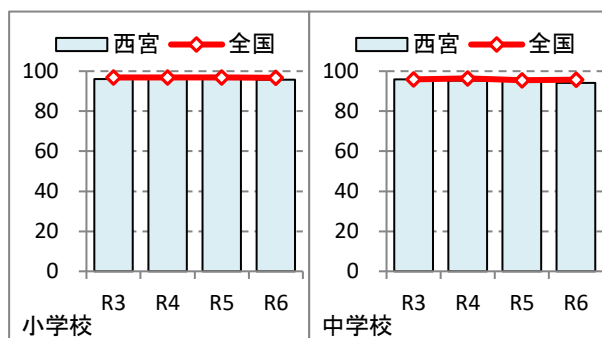
自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか



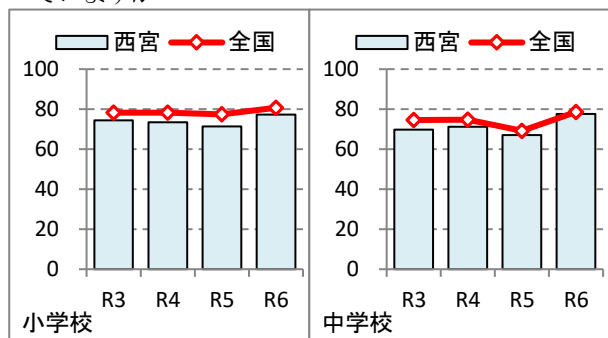
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか



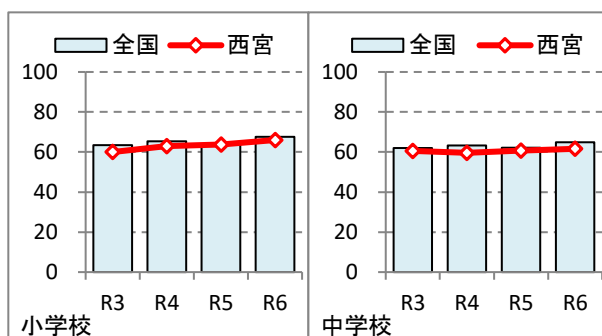
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか



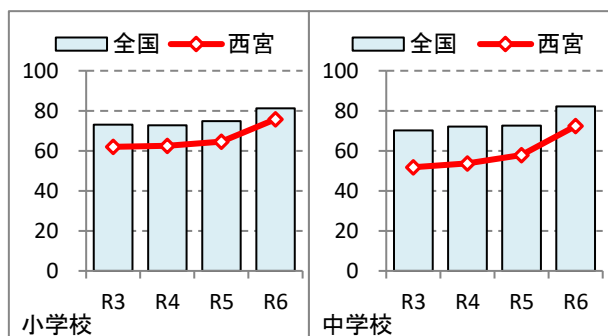
分らないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することはできていますか



これまで受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか



総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか



Ⅱ 学校教育推進の重点



調理実習 ～チャーハンづくり～ 西宮支援学校

参 考



[文部科学省：学習指導要領](#)



[兵庫県教育委員会：学校教育](#)



[文部科学省：中央教育審議会
諮問・初等中等教育分科会](#)



[西宮市教育委員会：学校教育課](#)



[文部科学省：告示・通達](#)



[西宮市教育委員会：西宮市立
総合教育センター](#)

取組みの重点

家庭や地域と教育課程を共有し、子供の志を支える

一人一人が持続可能な社会の創り手となること及び日本社会に根差したウェルビーイングの向上を目指すことができる子供たちを育成していくために、自ら「ありたい自分」や「ありたい社会」を描き、自己のみではなく主体的に他者と協力・協働しながらその実現に向けた課題を発見・解決し、新たな価値を創造していく力をはぐくむことが求められている。このことを踏まえ、学校は「社会に開かれた教育課程」を重視し、学校教育を学校外に開くことで、地域の人的・物的資源も活用したカリキュラム・マネジメントを確立する。そして、家庭や地域との連携及び協働により子供の志を支え、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けた学校経営を目指す。

<具体的方策>

- ・学年や校種の円滑な接続を図るため、共通する課題への取組みや授業研究による指導の系統性の確保等、緊密な連携を図ることで、多様な子供たち一人一人の育ちや学びに見通しと責任を持つ。
- ・校長のリーダーシップの下、全ての教職員が参加して行う「自己評価」と、学校運営協議会等が行う「自己評価」に基づいた「学校関係者評価」の結果を活用し、PDCA サイクルによる学校運営の改善を推進する。
- ・全ての教職員は、学校教育目標及び学校経営方針のもとに一つとなり、それぞれの能力や適性を発揮するとともに、教科等横断的な視点で教育内容を組織的に配列し、家庭や地域等と協働して教育活動に取り組む。(カリキュラム・マネジメントの確立)
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることを通じて、子供、学校、家庭・地域等、すべての人々のウェルビーイングの向上に取り組む。

関連資料等

○今後の教育施策に関する基本的な方針

(令和5年6月「[教育振興基本計画](#)」(閣議決定)をもとに作成)



1

グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- ・探究・STEAM 教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で、外国語教育の充実、SDGs の実現に貢献する ESD などを推進

2

誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的な学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性(*DE&I)ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT などの活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

*DE&I(Diversity, Equity and Inclusion)

3

地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

4

教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

- ・DX に至る3段階(電子化→最適化→新たな価値(DX))において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進
- ・GIGA スクール構想、情報活用能力の育成、校務 DX を通じた働き方改革、教師のICT 活用指導力の向上等、DX 人材の育成等を推進
- ・デジタルの活用と併せてリアル(対面)活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組み合わせ

5

計画の実効性確保のための基盤整備・対話

- ・学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT 環境の整備、経済状況等によらない学び確保
- ・NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保
- ・各関係団体・関係者(子供を含む)との対話を通じた計画の策定等

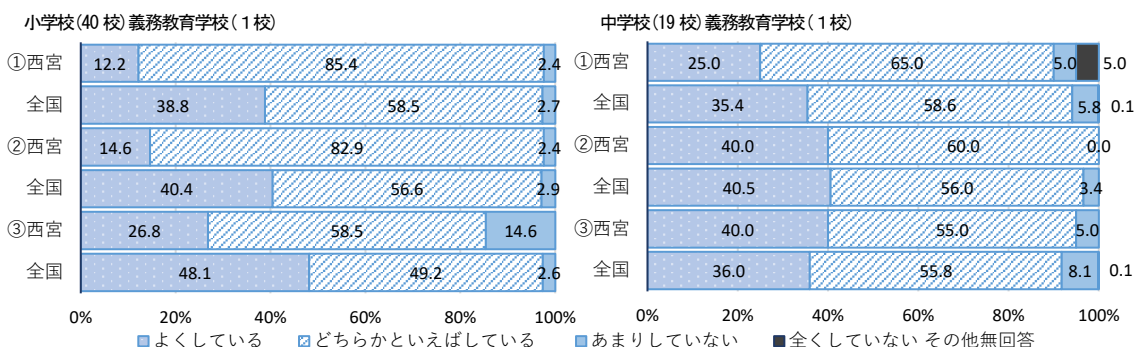
○「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」(令和5年6月「[教育振興基本計画](#)」(閣議決定)をもとに作成)

日本の社会・文化的背景を踏まえ、自己肯定感や自己実現等の獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められる。

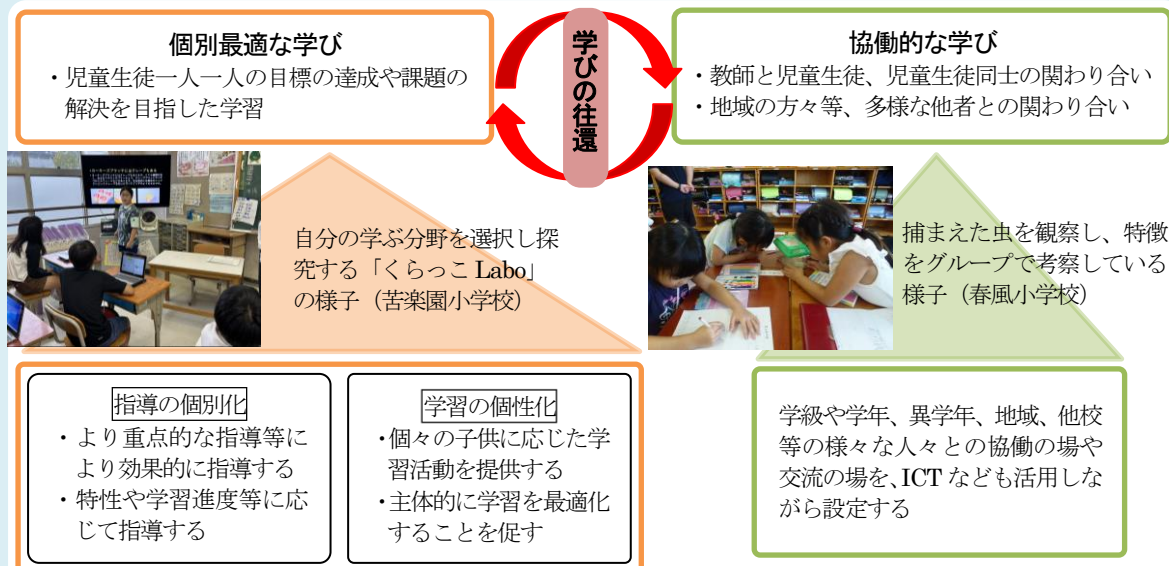


○「全国学力・学習状況調査」にみる西宮市の状況 (令和6年度全国学力・学習状況調査質問調査西宮市の結果より)

- ①指導計画の作成に当たっては、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容が組織的に配列されているか
- ②児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データなどに基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルが確立しているか
- ③指導計画の作成に当たっては、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせているか



○個別最適な学びと協働的な学び (令和3年1月「[『令和の日本型学校教育』の構築を目指して](#)」(中央教育審議会答申)をもとに作成)



取組みの重点

家庭や地域と目指すべき教育のあり方を共有し、協働活動を推進する

学校は、子供たちにとって、未来の社会に向けた準備の場であると同時に、現実の社会と関わりを持ちながら、毎日の生活を築き上げていく場でもある。学校そのものが、子供たちや教職員、保護者、地域の人々等から構成される一つの社会であり、子供たちが、様々な人と関わりながら学んだことを、人生や社会づくりに生かそうとすることが大切である。

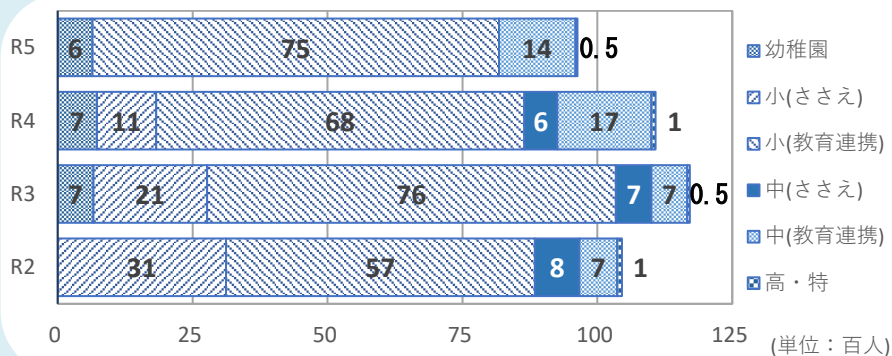
また、個人と社会のウェルビーイングの実現の観点からは、保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクールや、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動を一体的に推進することが効果的である。子供たちのウェルビーイングを高めるために、学び手、学校、保護者・地域住民等が「三方よし」となり、それぞれのウェルビーイングも高まるよう三者が一体となって取組みを推進することが求められる。

<具体的方策>

- ・学校運営協議会における熟議により、家庭や地域と「育てたい子供像」や「目指す学校像」等を共有する。
- ・教育連携事業等を活用し、家庭や地域との協働活動をさらに推進する。
- ・自校の教育の推進方針、学校での教育活動や地域における子供の様子等を情報発信し、共有する。

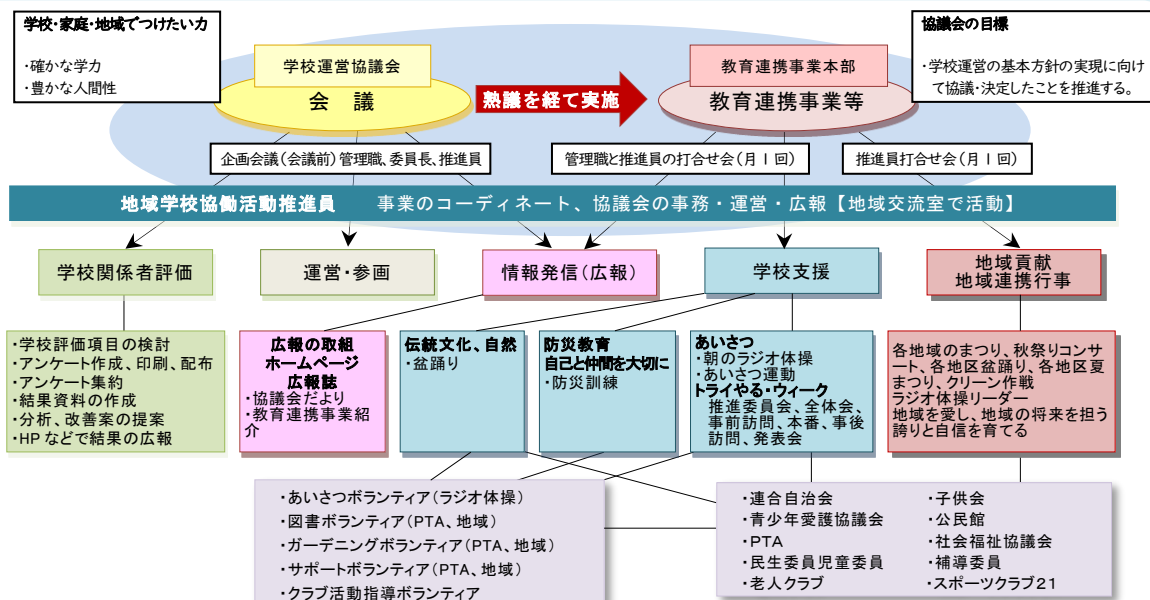
関連資料等

○教育連携 登録ボランティア数（学校サポート「ささえ」を含む）



地域の方から指導を受け、地域の伝統であるえびす舞を上演する様子
(浜脇中学校)

○コミュニティ・スクールの推進体制（甲武中学校）



取組みの重点

子供の様子や地域の課題に応じて、校種間の具体的なつながりを全市で推進する

子供たちに生きる力をはぐくむために、「つながり」を育む機会・方法を工夫し、「縦」と「横」のつながりをもとに「確かなつながり」の実現に向けた取組みを進めてきた。

「縦のつながり」では、幼保認小連携（つながり事業）・西宮型小中一貫教育・中高の連携を、「横のつながり」では、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を中心に、学校・家庭・地域との連携等を推進する。

これまで培ってきたつながるためのしくみを大切にしながら互いの絆を深め、学びの素地となる力や学習内容等の関連性や連続性について研究を深めることにより、地域の課題に目を向けながら、子供たちの課題を解消するとともに成長を共有し、豊かな育ちを保障していく。

<具体的方策>

- ・子供の育ちと学びを踏まえた連続性のある教育を推進できるよう、学校内や学校間、地域と情報や課題を共有するとともに、他校種の教育・指導内容を相互に理解する。
- ・校種間連携で「責任を継承する」という意識を持ち、地域の課題や目指す子供像や一貫した目標を共有し、課題の解消や子供の成長に向けた具体的な取組みを実践する。
- ・地域教材を活用したり、地域に根差した学習活動を展開したり、地域行事への参画を促したりするなど、地域の一員として自覚を持たせる。

関連資料等

○小中一貫教育での取組み

「子どもたちに育てたい自尊感情」をテーマに小中一貫ブロックで交流テーマに沿った市教委指導主事による講話に続いてグループ交流を行った。ブロックとして子供の育ちをどう考えるか、どうつないでいくかについて、校種を越えて確かめ合う機会となった。



(瓦木中学校・高木小学校・高木北小学校・瓦林小学校)

○義務教育学校と高等学校との交流



SSH 事業における小中高連携
理数教育の拡充を図るために、義務教育学校の児童生徒と高校生が交流。夏休みの「自由研究」をテーマに交流したり、質問会や報告会を行ったりした。

(西宮浜義務教育学校・西宮高校)

○幼稚園と小学校との交流

「つながり事業」での交流
「つながり」事業の一環として幼保小の交流会を実施。1年生と未就学児が、作ったおもちゃで遊ぶことを通して交流を行い、円滑な接続を図った。



(平木小学校・付属あおぞら幼稚園等)

○西宮市としての取組み

西宮型小中一貫教育

平成 25 年度から、中学校区をもとに「小中一貫ブロック」を設置し、教科等指導・人権教育・生徒指導を「全市的な取組み」の三本柱として推進するとともに、「地区ごとの教育課題に沿った取組み」を推進している。



小中一貫ブロックシート

小中一貫ブロックごとにシートを作成し、教育目標やめざす子供像、重点的な取組みなどを明確にした。学校教育課 HP 内にも掲載し、市内の取組みを閲覧することができる。



みやっこ「つながり」カリキュラム

学びの芽生えの時期（幼児期）から、自覚的な学びの時期（児童期）へのつながりを見通し、教職員同士・子供同士の交流活動に取り組む「連携」から、双方のカリキュラムをつなぐ「接続」へとステージを進めることを目的に、活用を推進している。



取組みの重点

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、学習評価の充実を図り、授業改善に努める

「確かな学力」の定着のためには、学校教育法第 30 条第 2 項に示された学力の三要素をバランスよくはぐくむことが重要である。

単元や題材のまとまりの中で、子供たちが「何ができるようになるか」という観点で、育成を目指す資質・能力を整理し、それらを育成するために「何を学ぶか」という必要な指導内容を検討するとともに、「どのように学ぶか」という子供たちの具体的な学びの姿を考えながら構成していくことが必要である。

そのために、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指して、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるなどの授業改善に取り組み、子供一人一人の学ぶ喜び・わかる嬉しさを積み重ねていく。また、ICT を効果的に活用し、これまでの実践との最適な組み合わせを実現し、全ての子供たちの可能性を引き出すための支援が大切である。

学習評価は、子供の学習改善につなげることや、教師の指導改善を図る重要な役割があり、特に子供たちが学習の成果を的確に捉えることができる学習評価の充実が求められる。

<具体的方策>

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、指導方法等の充実を目指す。
- ・考えや気持ちを伝え合う、豊かな語学力・コミュニケーション能力の育成を図る。
- ・探究的な学習の過程を重視した総合的な学習の時間の充実を図る。
- ・学習指導要領の目標に則した評価規準を踏まえ、評価場面や評価方法を明確にするとともに、指導方法の工夫・改善を行い、ルーブリックなどを活用しながら、児童生徒が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにする。
- ・評価の方針、方法、結果等について、市で示した評価規準表を自校の実態等にあわせて具体化し、学校全体で共通理解を図り、信頼性・妥当性のある学習評価を行う。
- ・「わからない・できない」子供への手立てを明確に示した指導計画を立てる。
- ・学力・学習状況調査等の結果を分析して、課題を把握し、授業改善等の具体的な取組みを推進する。
- ・デジタルコンテンツや児童生徒用 ICT 端末等の ICT 環境、学習を支援する人材の効果的な活用を図る。
- ・学校図書館の機能を活用し、情報を適切に収集・選択・活用する技能等を身につけさせる。
- ・基本的生活習慣の確立、家庭学習や読書等の習慣の定着がなされるよう、学校と家庭が信頼関係を構築し、手立ての共有に努める。

関連資料等

○「確かな学力」について ～学力の三要素～

（「学校教育法」第 30 条第 2 項）

（略）生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、**基礎的な知識及び技能**を習得させるとともに、これらを活用して**課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力**その他の能力をはぐくみ、**主体的に学習に取り組む態度**を養うことに、特に意を用いなければならない。※この規定は、中学校・高等学校に準用する。

○子供たちに育むべき資質・能力

（平成 29 年 3 月「学習指導要領」前文）

一人一人の児童生徒が、**自分のよさや可能性を認識**するとともに、**あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働**しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、**持続可能な社会の創り手**となることができるようにすることが求められる。

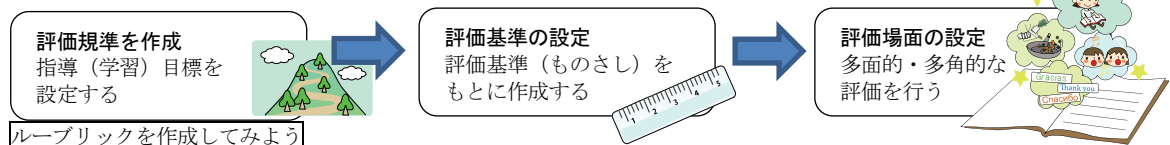
○「子供の学び」の姿

(令和3年1月「令和の日本型学校教育」の構築を目指して) 中央教育審議会(答申)をもとに作成)



○ 授業の充実に向けて

授業における指導目標を明確にするために



- ・指導目標がより明確となり、指導と評価の一体化が図れるようになる。
- ・児童生徒と共有することで、児童生徒自ら最終的な到達度だけでなく、現時点での到達度、伸びを測ることができる。

【ルーブリック】主体的に学習に取り組む態度の例 (EduNet「いずみ」評価の研修資料より)

A	B
・Bに加え、提案内容が、「学校」「地域」いずれもを紹介できるものとなっている。 ・Bに加え、自分の経験や実際に自分が参加した状況等を含めて紹介しようとしている。 ・Bに加え、例えば海外の学校では…等、例を用いながら相手に伝えようとしている。	・「食べるのが好き」「行事が好き」「運動が好き」に関連した提案内容を選んでいる。 ・提案内容を資料に基づいて紹介しようとしている。 ・難しい言葉を使わず、相手に伝えようとしている。

※ルーブリックとは

成功の度合いを示す数レベル程度の尺度と、それぞれのレベルに対応するパフォーマンスの特徴を示した記述語からなる評価基準表。

○授業づくりの参考資料

「全国学力・学習状況調査 報告書」



学力調査の結果を踏まえ、授業の改善・充実を図る際の参考となるよう、授業のアイデア例を国立教育研究所の報告書に掲載。
(R6 国立教育研究所)



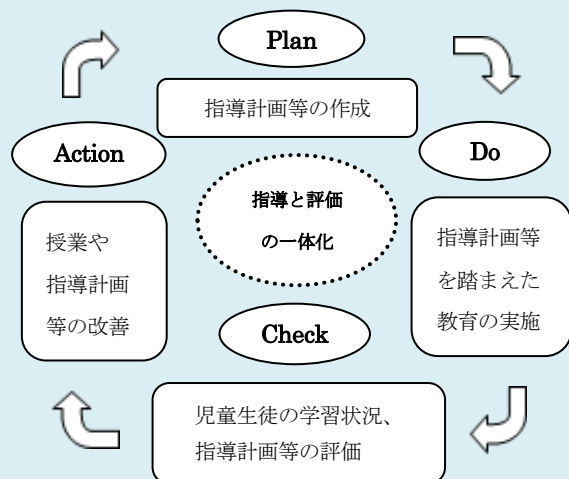
「ひょうごつまずきポイント指導事例集」



学力調査の分析からつまずきポイントを抽出し、解消に向けた指導の工夫例を掲載。
(H29 兵庫県教育委員会)



○学習指導と学習評価の PDCA サイクル



○学校図書館の機能の活用

(平成29年3月「学習指導要領」より)

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童(生徒)の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童(生徒)の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。

〈学校図書館が有する3つの機能〉

「読書センター」：児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導を行う

「学習センター」：児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする

「情報センター」：児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする

※詳細については、P.75「学校文化の拠点となる学校図書館」を参照

取組みの重点

考えや気持ちを伝え合う、豊かな語学力・コミュニケーション能力の育成を図る

グローバル化の進展により、外国語によるコミュニケーション能力は、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、外国語を用いて互いの考えを伝え合い、理解し合うことの重要性は増している。

このことを踏まえ、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造することができるよう、英語をはじめとする外国語教育の充実を図る。

また、言語の背景にある文化の理解や相手への配慮を行いながら、主体的に伝え合う能力の育成に取り組む。そして、豊かな語学力やコミュニケーション能力、主体性や創造性、チャレンジ精神・異文化理解の精神等をもってグローバルに活躍する人材を育成していく。

<具体的方策>

- ・学習者用デジタル教科書や学習支援ソフトを使用して、各自で必要に応じた音声練習をしたり、録画した動画等を子供同士で交流したりするなど、児童生徒用 ICT 端末等を効果的に活用した授業づくりに取り組む。
- ・小学校においては、ALT（外国語指導助手）だけでなく地域人材も活用し、実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合うなど、コミュニケーション活動を充実させる。
- ・中学校外国語科においては、小学校で学んだ音声から文字への円滑な接続等、学びの連続性を図るとともに、即興性のある「やり取り」を意識した対話的な言語活動を一層重視する。
- ・高等学校外国語科においては、小学校及び中学校での学びを踏まえ、五つの領域を結び付けた統合的な言語活動を通して、情報や考えなどを的確に理解したり適切に表現したり伝え合うなどのコミュニケーションを図る資質・能力を育成する。

関連資料等

○発達段階に応じた取組み



(上ヶ原小学校)

小学生

ICT 端末に保存した写真や動画を効果的に活用して、コミュニケーション活動を充実させる。



(大社中学校)

中学生

ICT 端末等を活用して、海外の子供と英語で自分の考えや気持ちなどを即興で伝え合う。



(西宮高校)

高校生

英語で聞いたたり読んだりしたことを基に、話し合いや意見交換をして、書く活動につなげる。

○参考資料

- ・『外国語教育はこう変わる!』（動画）
(令和6年 文部科学省 YouTube mexthchannel)



- ・『外国語の指導における ICT の活用について』

(令和2年 文部科学省)



取組みの重点

児童生徒用 ICT 端末を日常的に活用し、情報活用能力を育成する

情報活用能力は、各教科等の学びを支える基盤となる資質・能力である。そこで、児童生徒用 ICT 端末を日常的に活用し、「基本的な探究スキル」「問題解決・探究における情報活用」「プログラミング」「情報モラル・セキュリティ」の観点に関連させた情報活用能力を身につける必要がある。

プログラミング教育については、教育課程全体を通じて、プログラミング的思考を育成する意図を持って指導することが大切である。また、ネット依存やネットトラブル、健康被害等を防止するため、発達段階に応じて情報モラル教育を系統的に行うことも重要である。

<具体的方策>

- ・各教科等の年間指導計画に、ICT の活用、情報モラルに関する指導を位置付ける。
- ・児童生徒用 ICT 端末を学習の基盤として活用し、探究のプロセスを通して情報活用能力を身につけさせる。
- ・適切なコミュニケーションの取り方や情報発信のあり方、個人情報やパスワード、著作権等の保護、トラブル回避、健康維持等について正しく理解させる。
- ・教科等において、コンピュータを用いたプログラミングの体験等を通じて、プログラミング的思考を育成する授業に取り組む。

関連資料等

○情報活用能力を構成する資質・能力

知識及び技能

- ・情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能
- ・問題解決・探究における情報活用の方法の理解
- ・情報モラル・セキュリティなどについての理解

思考力、判断力、表現力等

- ・問題解決・探究における情報を活用する力
(プログラミング的思考・情報モラル・セキュリティを含む)

学びに向かう力、人間性等

- ・問題解決・探究における情報活用の態度
- ・情報モラル・セキュリティなどについての態度

(令和2年6月「[教育の情報化に関する手引き\(追補版\)](#)」文部科学省より)

○児童生徒用 ICT 端末を活用した学びのステップ

ステップ1

“すぐにでも” “どの教科でも”
“誰でも” 生かせる児童生徒用
ICT端末

ステップ2

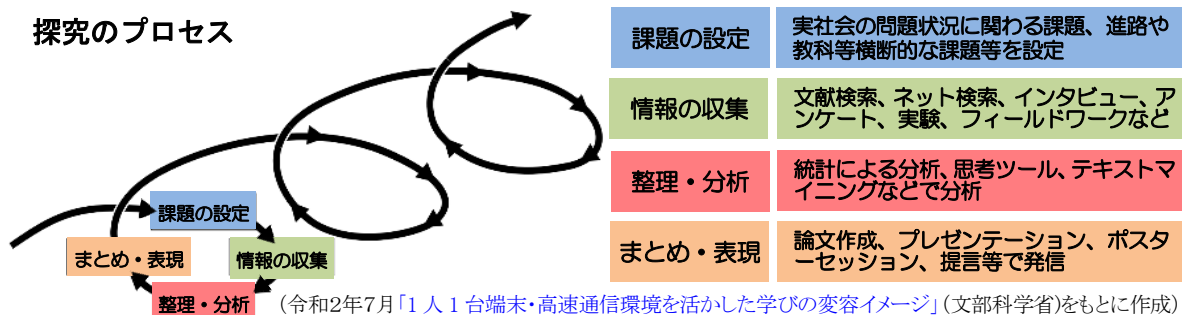
教科の学びを深める
教科の学びの本質に迫る

ステップ3

教科の学びをつなぐ
社会課題等の解決や一人一人の
夢の実現に生かす

○探究のプロセスにおける児童生徒用 ICT 端末の活用

探究のプロセス



取組みの重点

自分らしい生き方の実現に向け、社会的・職業的自立の基盤となる能力・態度を育てる

人は生涯、様々な立場でその役割を果たしながら、自分の役割の価値や自分と役割の関係を見いだしていく。このような営みの積み重ねがキャリアである。

キャリア教育では、子供が社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現していく「キャリア発達」を促すことを目指している。そのために学校で学ぶことと社会の接続を意識し、子供の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる資質・能力をはぐくむことが重要である。キャリア教育に取り組むにあたっては、特別活動を要としつつ、学校の教育活動全体を通じて組織的・系統的行うことが大切である。

<具体的方策>

- ・指導資料等を活用した研修を通して、小学校から高等学校までの継続的な指導の充実を図る。
- ・キャリアノートや兵庫版「キャリア・パスポート」の活用を図り、学習や活動を見通したり、振り返ったりしながら、自分を見つめる場面を意図的に設定する。
- ・子供が成長や変容を自覚できるようにするために、対話的なかかわりを大切にする。
- ・自らの役割を果たしつつ、多様な人々と協働できる体験活動を積極的に取り入れる。
- ・自校の課題や教育目標を踏まえ、体系的・系統的な指導計画及び全体計画を作成する。
- ・学年間・校種間、家庭や地域等との連携を図り、継続的かつ体系的なキャリア教育を推進する。

関連資料等

○発達段階に応じた活動

幼稚園児

ごっこ遊びを通して、ルールや順番を守る社会性や、協力して遊びを進めていく協調性、人を思いやる気持ちををはぐくむ。
(越木岩幼稚園)



小学生

消防士から、今の仕事を志した理由や小学生の時に努力したことを聞き、自分の将来について考えるきっかけとする。
(甲陽園小学校)



中学生

トライやる・ウィークにおいて、地域の方との交流や様々な社会体験を通して、働くことへの意識を高める。
(甲陵中学校)

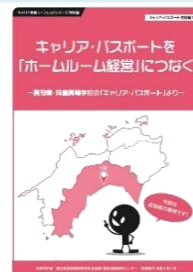


高校生

「探究道場」に参加した中学生にアドバイスし、協働して活動することによって、課題対応能力を育成する。
(西宮東高校)



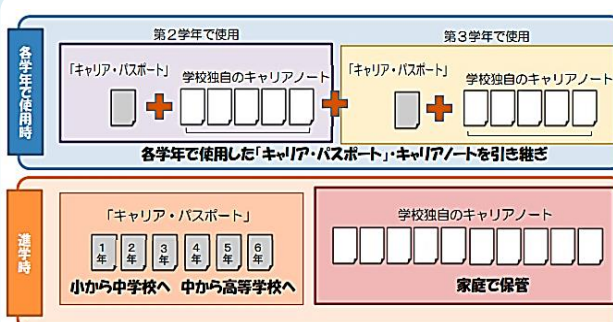
○キャリア教育リーフレットシリーズ特別編



キャリア教育の考え方や必要性等が分かりやすく解説されている。また、校種間の連携等について、他の自治体の実践事例が多く掲載されている。

〔 国立教育政策研究所
生徒指導・進路指導研究センター発行 〕

○キャリアノート、キャリア・パスポートの継続的な活用のイメージ



「生きる力」をはぐくむキャリア教育

基礎的・汎用的能力

人間関係形成・ 社会形成能力

・他者理解 ・協力、協働 ・社会参画

自己理解・

自己管理能力

・肯定的な理解に基づく主体的行動
・思考や感情を律して、進んで学ぶ

課題対応能力

・課題発見 ・課題解決

キャリアプランニング能力

・多様な情報の適切な活用
・主体的なキャリア形成

一人一人の
社会的・職業的
自立に向け、必要な
基盤となる能力や態度

兵庫版

「キャリア・パスポート」を
活用した校種間の接続

幼児期の教育から高等教育まで、発達の段階に応じ体系的に実施

高等学校段階

○生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を育成し、勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立する

中学校段階

○社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等を考えさせ、目標を立てて計画的に取り組む態度を育成し、進路の選択・決定に導く

小学校段階

○働くことの大切さの理解、興味・関心の幅の拡大等、社会性、自主性・自律性、関心・意欲等を養う

幼稚園段階

○自発的・主体的な活動を促す
・人とかかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わう
・集団の中で自己を発揮し、他者に認められる体験をし、自信をもって行動する

特別支援 教育

○個々の障害の状態に応じた、きめ細かい指導・支援の下で行う

家庭・地域・社会

- ・社会に触れる機会の充実
- ・体験活動を通じた機会の充実
- ・キャリア・パスポートを活用した子供の育ちを応援するつながり



○キャリア教育の実践に役立つ資料

- ・ [幼児教育資料・親子ノート「すくすく ひょうごっ子」](#)
(令和元年 兵庫県教育委員会)
- ・ [兵庫版「キャリア・パスポート」指導資料](#)
(令和2年 兵庫県教育委員会)
- ・ [キャリア教育Q&A集 ～9年間を通じたキャリア教育の充実事業～中間報告](#) (令和3年 兵庫県教育委員会)



- ・ [特別活動を要としたキャリア教育 指導の手引き](#)
(令和2年 兵庫県教育委員会)
- ・ [9年間の学びをつなぐキャリア教育 実践事例集](#)
(令和4年 兵庫県教育委員会)
- ・ [小・中・高をつなぐキャリア教育の充実に向けて](#)
(令和4年 兵庫県教育委員会)



取組みの重点

発達や学びの連続性を踏まえた教育活動の充実を図り、一人一人のよさと可能性を伸ばす

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。義務教育及びその後の教育の基礎となる幼児期の教育において、多様な体験活動を重視し、遊びを通した総合的な指導から、学びの基礎を培い、後伸びする力をはぐくむよう取り組んでいる。また、乳幼児からの質の高い教育が発達にとって重要であることから、教職員は、幼児の自発的な活動としての遊びを生み出すために適切な環境を整え、一人一人の特性に応じて指導することが大切である。

幼児教育において発達や学びの連続性を見通した創意工夫のある教育活動を展開するために、幼児期に育みたい資質・能力を踏まえ、幼児理解に努め、保育の振り返りと指導の改善を行い、実践の質向上を図ることが重要である。また、子供の成長を切れ目なく支える観点から、小学校との円滑な接続をより一層意識し、0～18歳の学びの連続性を一層確保する必要がある。

公立の幼児教育施設は、幼児教育の拠点園として、地域の幼児教育の質向上に向けて、地域の子供の実態に基づく実践研究を実施する。また、他の幼児教育施設等に関いた研修や公開保育等を通じて、地域に幼稚園教育要領等の趣旨やこれに基づく実践を浸透させる役割を果たしていくとともに、地域の未就園児を含めた子育て支援の充実を図ることが重要である。

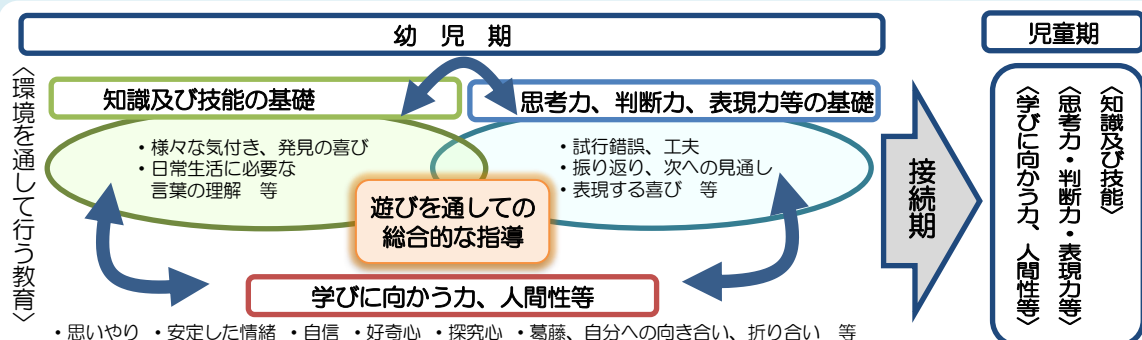
<具体的方策>

- ・ 幼児の確かな学びや育ちを捉えるために保育を振り返り、指導の改善に生かす。その際、個人差が大きいことや、多面的に幼児を捉えることなどに留意する。
- ・ 幼児教育においてははぐくみたい資質・能力を総合的な指導の中で一体的にはぐくむとともに、基本的生活習慣を身につけられるよう援助する。
- ・ 保育の可視化を進め、積極的に家庭や地域に発信し、幼児教育への理解や協力を図る。
- ・ 支援を要する幼児については、幼児教育・保育センターをはじめ関係機関との連携を図り、長期的な視点をもって個に応じた指導や支援により、合理的配慮を提供する。
- ・ 小学校とともに、幼児期と児童期の発達段階を踏まえた交流活動を充実させる。また「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、円滑な接続に向けて、教職員の組織的な連携のもと、持続的・発展的な取組みを行う。更に、学びの連続性を可視化できる資料、研究を進める。
- ・ 地域の施設（※特区小規模保育事業所含む）との連携や幼児教育の特性を生かした活動を提供することにより、子育て支援の促進に取り組む。
- ・ 公立認定こども園の充実に向けて、より一層、公立幼稚園と公立保育所の連携を深めていく。

※特区小規模保育事業所：保育所等待機児童解消を図るための1～3歳児の小規模保育事業所

関連資料等

○幼児期においてははぐくみたい資質・能力（イメージ）（令和6年「指導の重点」（兵庫県教育委員会）をもとに作成）



○参考資料



「遊びは学び 学びは遊び “やってみようが学びの芽”」
(文部科学省)



「幼保小の架け橋プログラム」
(文部科学省)

○幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（平成30年3月「幼稚園教育要領解説」をもとに作成）

健康な心と体	自立心	協同性	道徳性・規範意識の芽生え	社会生活との関わり
思考力の芽生え	自然との関わり・生命尊重	数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	言葉による伝え合い	豊かな感性と表現

実際の指導では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要がある。

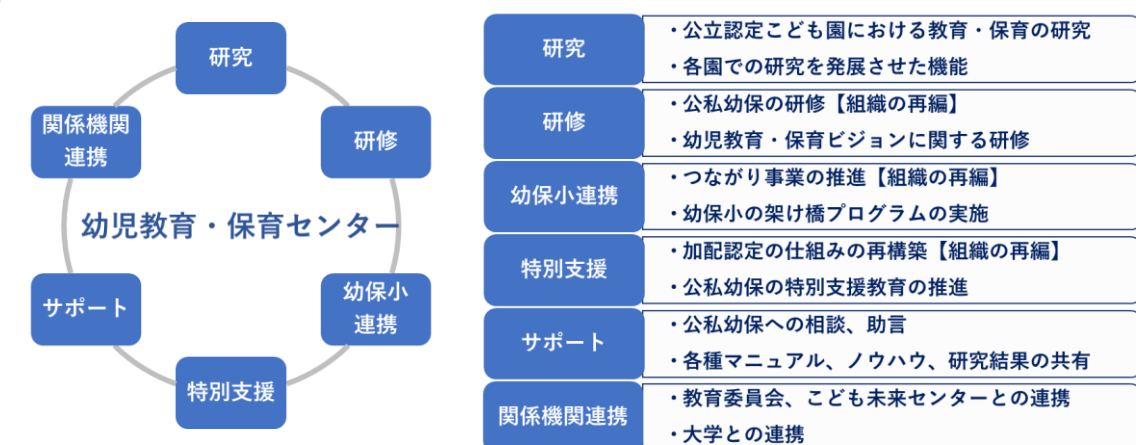
○幼稚園・認定こども園・保育所の概要（令和6年「指導の重点」（兵庫県教育委員会）をもとに作成）

幼稚園 3～5歳 小学校以降の教育の基礎を培うための幼児期の教育を行う学校	幼保連携型認定こども園の設置スケジュール <table border="1"> <tr><td>R7.4～</td><td>浜脇ブロック認定こども園</td></tr> <tr><td>R8.4～</td><td>広田ブロック認定こども園</td></tr> <tr><td>R9.4～</td><td>鳴尾ブロック認定こども園</td></tr> <tr><td>R10.4～</td><td>上甲子園ブロック認定こども園</td></tr> <tr><td>R11.4～</td><td>夙川エリア認定こども園</td></tr> <tr><td>R12.4～</td><td>甲東ブロック認定こども園</td></tr> <tr><td>R13.4～</td><td>大社エリア認定こども園</td></tr> </table>	R7.4～	浜脇ブロック認定こども園	R8.4～	広田ブロック認定こども園	R9.4～	鳴尾ブロック認定こども園	R10.4～	上甲子園ブロック認定こども園	R11.4～	夙川エリア認定こども園	R12.4～	甲東ブロック認定こども園	R13.4～	大社エリア認定こども園
R7.4～	浜脇ブロック認定こども園														
R8.4～	広田ブロック認定こども園														
R9.4～	鳴尾ブロック認定こども園														
R10.4～	上甲子園ブロック認定こども園														
R11.4～	夙川エリア認定こども園														
R12.4～	甲東ブロック認定こども園														
R13.4～	大社エリア認定こども園														
保育所 0～5歳 就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設															
認定こども園 0～5歳 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設 <table border="1"> <tr><td>幼保連携型</td><td>学校かつ児童福祉施設</td></tr> <tr><td>幼稚園型</td><td>学校（＋保育所機能）</td></tr> <tr><td>保育所型</td><td>児童福祉施設（＋幼稚園機能）</td></tr> <tr><td>地域裁量型</td><td>幼稚園機能＋保育所機能</td></tr> </table>	幼保連携型	学校かつ児童福祉施設	幼稚園型	学校（＋保育所機能）	保育所型	児童福祉施設（＋幼稚園機能）	地域裁量型	幼稚園機能＋保育所機能							
幼保連携型	学校かつ児童福祉施設														
幼稚園型	学校（＋保育所機能）														
保育所型	児童福祉施設（＋幼稚園機能）														
地域裁量型	幼稚園機能＋保育所機能														

（西宮市幼児教育・保育のあり方アクションプラン [part 3] をもとに作成）

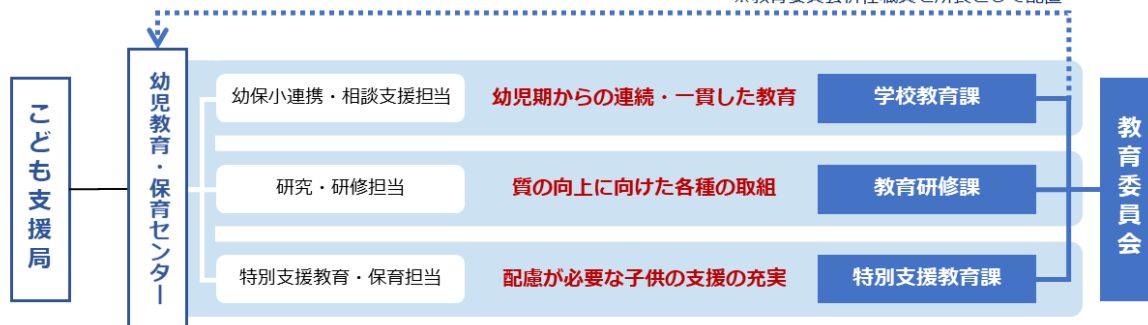


○幼児教育・保育センター（仮称）の概要（令和6年2月「西宮市幼児教育・保育のあり方アクションプラン [part 2～3]」をもとに作成）



本市の幼児教育・保育の質の向上につなげるため、必要な各種の研修・研究、就学前の教育から小学校教育への円滑な接続や幼児教育・保育施設からの相談支援等、公私幼保を問わず、本市の幼児教育・保育のさらなる充実を目的とした「幼児教育・保育センター（仮称）」機能を担う組織体制を整備する。

※教育委員会併任職員を所長として配置



〔注〕組織名称等については確定したものではない

西宮市幼児教育・保育ビジョン

西宮市幼児教育・保育ビジョンとは

幼稚園・保育所・認定こども園等の施設種別や、公立・私立等の設置主体に関わらず、西宮市で行われる幼児教育・保育で大切にしたいことを共有し、質の高い幼児教育・保育を実現していくための方向性を、分かりやすい言葉で保育者や保護者等に示すことを目的に令和4年3月に策定したものです。学識経験者、市内の公私幼稚園と保育所それぞれの代表者と小学校関係者等で構成するワーキングチームを設置し、ビジョンの策定に向けて検討と協議を重ねてきました。



西宮市幼児教育・
保育ビジョン

西宮市幼児教育・保育ビジョンが目指すもの

子ども一人ひとりが大切にされ、子どもの主体性や本来の力を十分発揮できる、「遊び」と「親子関係」を大切にした「子ども中心の幼児教育・保育」の実現

「遊び」を大切にする みつけて・ためして、とことん遊ぼう

とことん遊べる環境をつくる

安心できる
守られた環境

- ・何でもチャレンジできる
- ・先生が見てくれて嬉しい



子どもに
寄り添った環境

- ・子どもの発達や興味・関心を理解して環境を整える



「遊び」を見守り・支える



- ・環境を用意する
- ・見守る
- ・声をかける
- ・ヒントを与える
- ・支える

折り合いをつける

友達と協力



子ども

最後までやり抜く

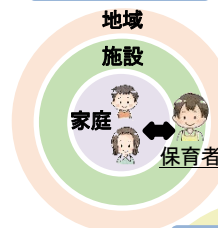
自分で考える

イメージを具体化

「親子関係」を大切にする ゆっくり・じっくり、親子になろう

不安や戸惑いを感じながら子育てをしている保護者が増えている。「初めから完成された親子関係はない。」「子どもとじっくり向き合ってほしい。」

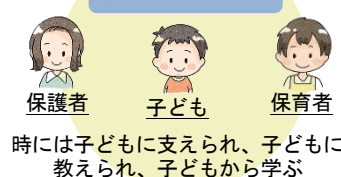
親子と向き合う



子どもの成長を保護者とともに喜び合う



親子と共に育つ



ビジョンの実現に向けて

保育者が学び続け、成長していける場の提供

全ての保育者が同じ意識を持てるよう、保育者同士が交流し、子どもの育ちについて意見を交わし、お互いを高め合える場づくりに取り組む。

施設の枠を超えた保育者相互の高め合い

幼稚園・保育所・認定こども園等の施設種別や公立・私立等の設置主体に関わらず、保育者相互が高め合っているよう、協働して取り組む。

乳幼児期だけでなく、就学以降も意識したサポート

地域の小学校と幼稚園・保育所・認定こども園等との連携を強化する。支援が必要な子どもが必要なサポートを切れ目なく受けられるよう取り組む。

保護者支援と地域に根差した取組みの推進

幼稚園・保育所・認定こども園等が専門性を生かし、地域における子育て支援を担う施設として役割を果たし、地域に根差した存在となるよう取り組む。

取組みの重点

授業及び学習評価を改善し、各校の教育方針に基づき特色ある教育活動を進める

高等学校教育では、学習指導要領の趣旨に則り、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、多面的な学習評価を推進する。また、選挙権年齢や成年年齢の引き下げなどの状況を踏まえて、主権者教育やキャリア教育等を通じ、社会で自立できる力を育成する。また、自らの興味・関心に基づいた探究活動を通して、仲間たちと考えを深め解決策を導き出そうとするなど、困難へもたくましく挑戦し続ける教育活動の推進により、現代的な諸課題に対応するために必要な資質・能力の育成に向けた学びを実現する。

文部科学省において新時代に対応した普通科の改革等が示された中、生徒の学習意欲を喚起し、可能性や能力を最大限に伸ばさせるため、各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策が求められている。市立高等学校の存在意義や社会的役割、目指す学校像（スクール・ミッション）を具現化するために各校において策定された教育方針（スクール・ポリシー）に基づき、中・長期ビジョンを見据えた特色ある教育活動を実施することで、魅力ある高校づくりを推進する。

<具体的方策>

- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、ICT の活用も含めた授業改善を全校体制で進める。
- ・「総合的な探究の時間」等を中心として、生徒が課題を見いだし、他者と協働しながら試行錯誤し、探究を深める学習を推進する。
- ・生徒のキャリア形成に資する地域・大学と連携した活動、自然や伝統文化に親しむ活動、海外の多様な文化的背景を理解する活動や地域貢献活動等の体験活動を推進する。
- ・専門学科や普通科新学科を中心に、市立学校や外部機関、団体等との連携を通じて、社会で活躍するリーダー及びイノベーターとしての素養を身につけた人材の育成を推進する。
- ・各校の3つの教育方針（スクール・ポリシー）に基づき、特色化・魅力化を進める。

関連資料等

〇探究を深める活動の推進

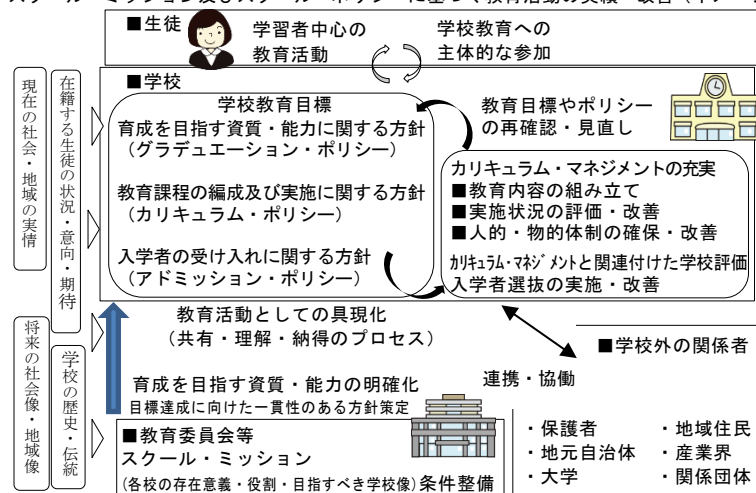
各高校では、自らの興味・関心に基づいて課題を設定し、解決に向けて情報を収集・整理・分析したり、周囲の人と協働したりする探究活動を進めている。



（「ICTを活用した探究活動」西宮高校）

〇スクール・ミッション及びスクール・ポリシー

スクール・ミッション及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の実績・改善（イメージ）



〇体験的な学びの推進

地域・大学と連携した活動や、国内外の多様な文化的背景を理解する活動等のキャリア形成に資する体験活動を推進している。例えば、西宮高校の*SSH事業の一つである「宮崎最先端技術研修」では、宮崎大学にてチームに分かれて大学教員や院生の補助を受け、最先端研究につながる内容を学び、実験結果に基づいた考察を発表している。

*SSH(Super Science High school)



東京研修（西宮東高校）



宮崎最先端技術研修（西宮高校）

取組みの重点

関係機関と連携を深め、個々の障害の状態等に応じた指導や支援を行い、取組みをつなぐ

特別支援教育は、全ての教職員で推進することが求められている。多様性を認め合い、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム推進のため、通常の学級・通級による指導・特別支援学級・特別支援学校といった多様な学びの場において、適切な指導及び必要な支援を充実させる必要がある。その中で、合理的配慮の提供や、一人一人の教育的ニーズに応えるための指導を組織的かつ継続的に評価、改善することにより、子供たちの自立や社会参加につなげる。また、校種間や関係機関との連携により、長期的な視点での子供たちへの教育的支援を行う。

<具体的方策>

- ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用し、医療・保健・福祉等の関係機関との連携や、一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、自立活動を含む内容・方法を明確にした指導の充実を図る。その際、ICTの利活用等効果的な指導・支援にあたる。
- ・入学、進級に際しては、早期から支援に必要な情報を確実に引き継ぐ。また、就学後も「今、どのような学びが必要であるか」を十分に見極め、学びの場を柔軟に見直し、継続的な教育支援を行う。
- ・管理職のリーダーシップのもと、全ての教職員が校内研修等で特別支援教育に関する理解を深め、専門性を高めるなど指導力向上を図るとともに、特別支援学校のセンター的機能の活用により、校内支援体制の充実を図る。
- ・合理的配慮について [3 観点 11 項目](#) を参考に検討し、支援体制について、校内委員会による組織的な PDCA サイクルを確立し、本人・保護者と合意形成を図る。
- ・通常の学級と特別支援学級の交流、学校間交流や副籍を置いた居住地校交流を通して、計画的、組織的、継続的な連携のもと、交流及び共同学習の充実を図る。

関連資料等

○交流及び共同学習の充実（参考資料②をもとに作成）

相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、二つの側面は分かちがたいものである。特別支援学級に在籍する児童生徒が通常の学級で各教科等の授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。

○特別支援学校のセンター的機能（参考資料③をもとに作成）

特別支援学校が、地域の幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校、関係機関や保護者に対し障害のある幼児児童生徒の教育についての助言または支援を行う。

○全ての教職員の専門性の向上（参考資料④をもとに作成）

全ての教職員が発達障害等に関する知識・技能を習得し、ユニバーサルな授業づくりや多様性を尊重した学級づくりを行う。また、特別支援学校教員全員の特別支援学校教諭等免許状所持を目指す。

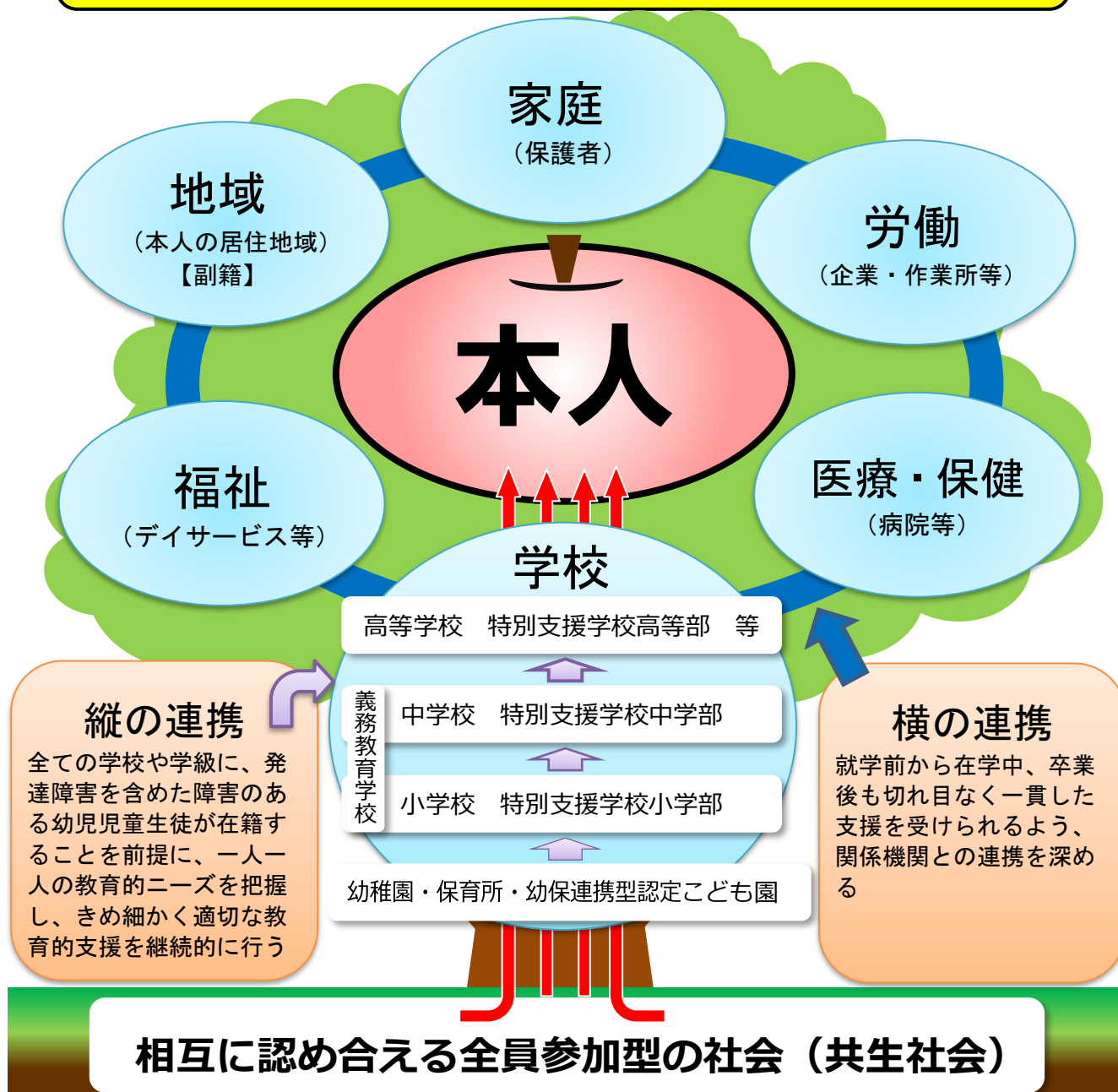
○就学後のフォローアップと柔軟な対応（参考資料⑤をもとに作成）

就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に変更できるようにしておくことが適当である。

○参考資料

- ① [兵庫県特別支援教育第四次推進計画](#)（令和6 兵庫県教育委員会）
- ② [特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）](#)（令和4 文部科学省）
- ③ [特別支援学校のセンター的機能活用のための「支援マップ」改訂](#)（令和5 兵庫県教育委員会）
- ④ [特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議](#)（令和4 文部科学省）
- ⑤ [「障害のある子供の教育支援の手引」](#)（R3 文部科学省）
- ⑥ [「令和4年度版西宮市医療的ケア実施体制ガイドライン」](#)（令和4 西宮市教育委員会）
- ⑦ [「特別支援教育ハンドブック」](#)（令和6 西宮市教育委員会） 全て EduNet 「いずみ」に掲載

自立と社会参加を見据えた特別支援教育の推進 ～ 縦横連携の構築 ～



校内委員会

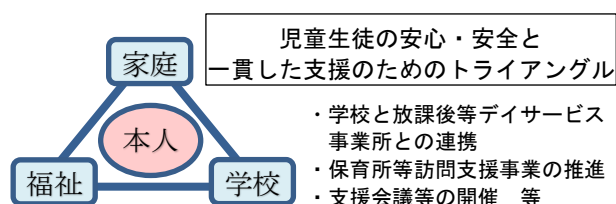
(特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実、関係機関との連携)

校内支援体制の充実

- 子供の実態把握、具体的支援策の提示
- 関係機関との連携・連絡調整
- ケース会議や支援会議の開催
- 保護者との連携、信頼関係の構築
- 本人の障害や特性に応じた ICT の活用
- ユニバーサルデザインの学級・授業づくりの推進
- 医療的ケア児の校内支援体制構築
- 学びの場の柔軟な見直し
- 本人・保護者との合意形成
- 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案 等

関係機関との連携

○ トライアングルプロジェクト



※参照：「西宮市版トライアングル・マニュアル」（令和4.3 西宮市教育委員会）

取組みの重点

家庭や地域と連携し、積極的に健康の保持増進を図る資質・能力を育成する

学校における健康教育は、心身の状況や発達段階、系統性を踏まえ、教育活動全体を通して進めることが重要である。

生涯を通じて心身ともに健康で安全な生活を送るための資質・能力を育成するとともに、複雑化・多様化する子供たちの現代的な健康課題に対応するために、家庭・地域との連携のもと体制と指導の充実を図る。

<具体的方策>

- ・子供が健康・安全について理解するとともに、健康課題の発見と解決に向けて思考・判断し、明るく豊かな生活を営む力を身につけられるよう、指導の充実を図る。
- ・健康診断や健康観察、健康相談等、様々な機会において個々の心身の状態を把握し、早期に対応できるよう、教職員、学校医、保護者、地域の専門機関等と連携し適切な保健管理を行う。
- ・感染症（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、HIV など）について正しく理解し、リスクを自ら判断し、回避できる行動をとることができるよう指導に努める。
- ・アレルギー疾患の正しい知識と緊急時の対応能力を身につけ、発達段階に応じた自己管理能力の育成を図る。
- ・発達段階に応じて心身の発育・発達やがん教育を含む健康、性に関する知識や理解を深め、自他の生命や人格を尊重した行動をとることができるよう指導に努める。
- ・心身ともに健康な子供の育成を目指し、精神保健コンサルテーションの充実を図る。
- ・家庭、地域に自校の健康課題や取組みについて発信し、学校保健委員会や学校運営協議会等の中で、子供の心身の健康や安全についての協議を進め、共に取り組む。

関連資料等

○健康教育・学校保健委員会の取組み



大学の救命防災クラブと連携し、運動部活動の生徒代表に AED の使用を含む心肺蘇生法講習会を実施。（平木中学校）



保体委員会の発表をもとに、健康維持の重要性を学校・家庭・地域が共に考える学校保健委員会を開催。（浜甲子園中学校）

○発達段階に応じた性教育の取組み

学校における「生命（いのち）の安全教育」

子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響等を正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身につける。

[生命（いのち）の安全教育](#)
（文部科学省）



水ぎでかくれるところは
じぶんだけの
たいせつなところだからだよ



○ICT 活用にあたって子供の目の健康を守る取組み

宮っ子 アイ・ケア5
～子どもたちの目を守りましょう～

1. 20-20-20 ルール
2. 長時間の連続した使用はやめよう
3. 屋外で遊ぶ
4. 寝る前に目を使いすぎるのはやめよう
5. 睡眠・栄養・栄養バランス

西宮市・西宮市教育委員会

[宮っ子アイ・ケア5](#)
（西宮市 HP）

○第 68 回西宮市学校保健研究大会
「不登校の理解と支援」

児童精神科医を講師に招き、近年増加傾向にある不登校の背景や支援の方法について、教職員・学校医・学校歯科医・学校薬剤師・保護者が共に学んだ。子供の背景にある個別・環境・社会的な要因を理解し、長期的な視点をもって、スモールステップでのトライアルを続けることが重要である。

取組みの重点

自らの生命を守るため、知識・技能を身につけ、判断し行動する力を育成する

発生が予測される南海トラフ巨大地震や多発する風水害等、突如襲いかかる様々な自然災害から、子供が自らの生命を守るために正しい知識や技能を身につけ、主体的に判断し行動する力を育成するよう防災教育の推進を図る。

災害発生時を想定した、年間の防災教育指導計画を作成し、様々な災害を想定した避難訓練を実施する。また、阪神・淡路大震災から30年が経過し、震災を知らない世代が増える中、教職員はより意識して震災の経験や教訓を語り継ぎ、東日本大震災や西日本豪雨等の教訓を踏まえた実践的な防災学習により、子供に災害から自らの生命を守るための正しい知識や行動力、災害に対して具体的に備える力を身につけさせる必要がある。

学校においては、地域の防災拠点として機能するよう防災体制の充実を図るとともに、立地条件等に即して、地域の災害特性を想定した「防災計画・防災マニュアル」を策定し、危機管理意識や判断力の向上を図ることが大切である。

<具体的方策>

- ・防災教育副読本「明日に生きる」(小学校低学年はデジタルブック版)や各種防災教育教材を防災教育指導計画に位置付け、各教科・領域や体験活動を通し、防災・減災について「自助・共助・公助」の視点を持たせる。
- ・あらゆる災害や時間帯・場面を想定した実践的な避難訓練を計画的に実施することで、具体的な避難行動を身につけさせる。
- ・「防災計画・防災マニュアル」を常に見直し、校内での研修を通じて共通理解するとともに危機管理意識や判断力の向上を図る。
- ・地域の災害特性を理解したうえで、大規模災害を想定し、平素から家庭、地域、自主防災組織等と連携を強化し、「自らの生命を守る」行動へつながる防災訓練を実施する。
- ・普段から安全な校内環境整備を進め、災害に備える安全管理を行う。

関連資料等

○防災(避難)訓練の工夫改善



防災教育担当者会において、実践的な避難訓練のあり方を協議・交流した。

○実践的な防災教育の取組み



学校安全(防災)総合支援事業の取組み
学校安全(防災)総合支援事業として、京都大学防災研究室を訪れ、豪雨時の水害被害を体験的に学ぶことができた。
(西宮東高校)



防災オープンスクールの取組み
地域と連携し、防災オープンスクールを行い、低学年は新聞スリッパ作り、中学年は煙体験、高学年は段ボールベッド作りに取り組んだ。
(神原小学校)

○防災教育副読本「明日に生きる」(デジタルブック版の活用)



- 「明日に生きる」小学校低学年用(令和5年度改訂版)よりデジタルブック化
 - デジタルブック化により、映像教材等1人1台端末を活用し、効果的な活用が期待される
 - 今後、小学校高学年用・中学校用・高等学校用も順次デジタルブックに改訂予定
- [『兵庫県教育委員会 防災教育副読本「明日に生きる」小学生用\(低学年用\)デジタルブック』](#)



取組みの重点

「考え、議論する」授業づくり、家庭・地域等との連携を推進し、道德教育の充実を図る

教育基本法には、教育の目的として、人格の完成を目指すことが示されており、その人格の基盤となる道德性を養うことが道德教育の目標である。その目標を達成するために、学校のあらゆる教育活動を通じて道德教育を進めるとともに、道德教育の要となる道德科の一層の充実を図る必要がある。

道德科では、児童生徒の道德的諸価値の理解を基に、「考え、議論する」ことで自己の生き方についての考えを深める授業づくりが大切になる。また、児童生徒の変容・成長を積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価も重要となる。それらを通して、道德性を養い、よりよく生きようとする子供の日常生活につなげていく。

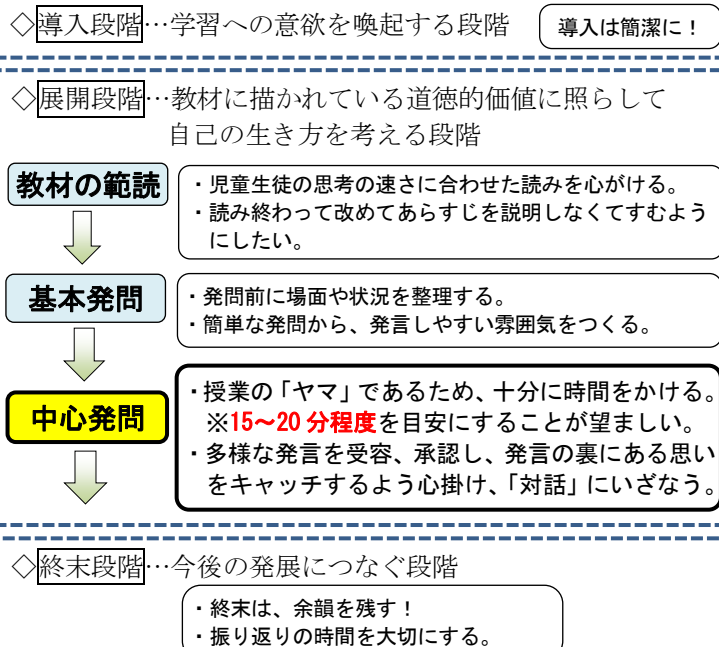
<具体的方策>

- ・児童生徒、学校及び地域の実態を踏まえ、道德教育の全体計画において、重点目標を設定するとともに、重点的指導内容を明確にした道德科の年間指導計画を作成する。
- ・授業づくりにおいて、中心発問の吟味に重点を置き、児童生徒が「考え合う」時間を十分に確保することによって、対話を通して児童生徒が生き方や、自己をみつめる授業を実践する。
- ・授業公開や授業参観を行ったり、学校だよりを活用したりするなど、家庭・地域への啓発を進めるとともに、参画・協働による道德教育を積極的に推進する。
- ・教科書及び兵庫県道德副読本「心シリーズ」を学校・家庭・地域等、様々な場面で積極的・計画的に活用する。

関連資料等

○基本的な道德の授業の流れ（例）

令和6年3月「[「考える楽しさを創る」道德科の授業づくり](#)」
(兵庫県教育委員会)



○授業構想の5つの要素

令和2年3月「[「対話的な学び」を通して生き方についての考えを深める道德科の授業をめざして](#)」(兵庫県教育委員会)

教材の読み（分析）

- ・教材を素直に一読する。
- ・道德的価値を明らかにする。など

ねらいの明確化

この時間で児童生徒に何を考えさせるか。

中心発問の吟味

- ・考えたいような問い
- ・考えざるを得ない問い
- ・これまでに考えたことのないようなことや観点から考えようとする問い

児童生徒の道德的諸価値の理解

日常生活・発言・振り返りなどから道德的価値の理解を把握。

内容項目についての理解

学習指導要領解説に書かれている概要や発達段階を理解する。

○参考資料



「[道德教育に関すること](#)」
(兵庫県教育委員会事務局義務教育課)



[道德教育アーカイブ](#)
～「[特別の教科 道德](#)」の全面実施～
(文部科学省)

取組みの重点

豊かな人間関係の醸成を通して、多様な人々と共に生きていく力を育てる

人権教育の目標は、子供が発達段階に応じて、人権の意義や内容等について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるようにすることである。その個々の態度や行動が、人権が尊重される社会づくりにつながる。

そのために、人権が尊重される教育の場として、人権教育を基盤に据えた学校・学級づくりを進め、豊かな人権感覚をはぐくむとともに、人権に関する正しい知的理解を深めることにより、人権意識を高めていくことが大切である。

また、人間尊重の精神を基盤として、多文化共生社会の実現に向け、異文化や異文化をもつ人々をはじめ、多様な人々と共生することのできる力を育成していくことが必要である。

<具体的方策>

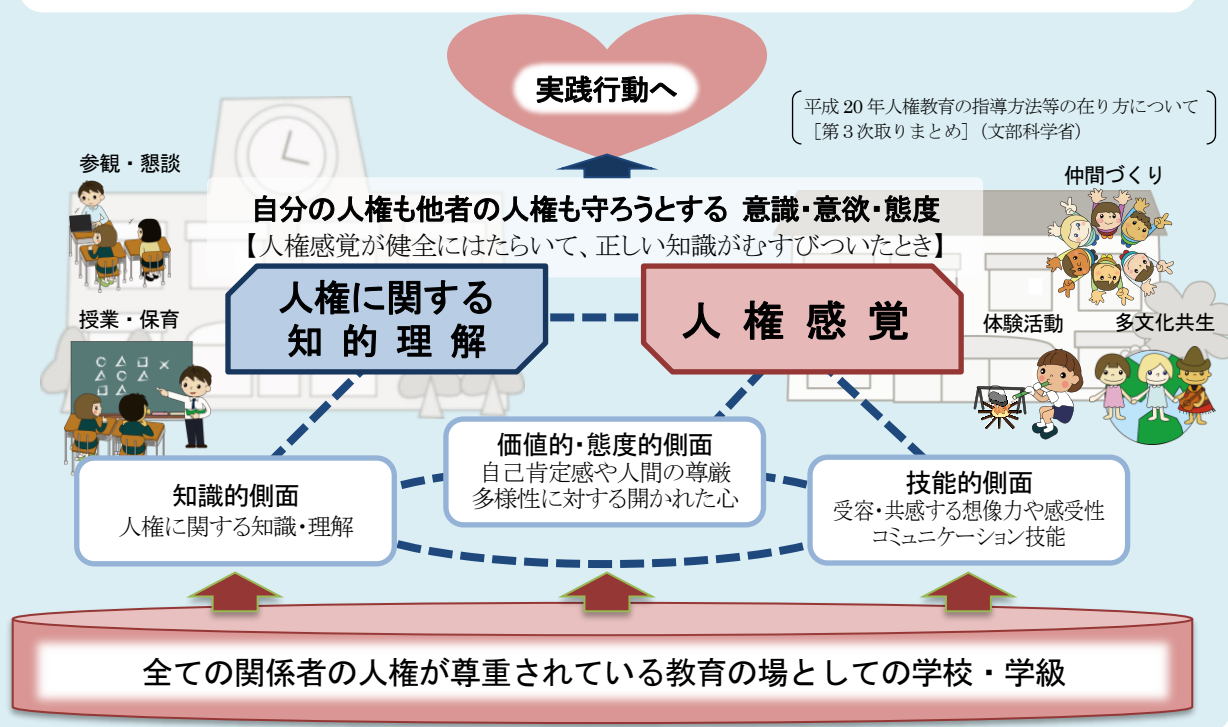
- ・各教科・領域を活用した系統的な指導計画のもと、授業を充実させ、校種間の連携を深めることを通して、人権学習の推進を図る。
- ・同和問題を中心として、女性、子供、高齢者、障害のある人、外国人、感染症、多様な性、インターネットによる人権侵害等、人権諸課題の解決に向けた取組みを、全教育活動を通じて計画的に進める。
- ・特に、日本語指導を必要とする子供の理解に努め、地域、関係機関との連携を図りながら生活・学習支援を充実させるとともに、進路保障の取組みを校内全体で進める。
- ・様々な体験や経験を通して、「命の大切さ」を実感できるようにする。また、具体的な関わりや交流を通して、他の人の思いを共感的に理解し、多様な人々と共に生きる資質や能力を育てる。

関連資料等

○西宮の人権教育

第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画 (令和元年(2019年)より)

「自己肯定感」をはぐくむ教育、「多様性(ちがひ)」を認め合う教育の推進



西宮市同和教育基本方針 昭和 46 年(1971 年)

同和教育は、人間教育の原点であり、民主教育の根幹である。したがって、「**西宮の教育は、同和教育に始まって同和教育に終わる。**」という認識のうえに、すべての教育施設、すべての家庭、すべての地域社会において、同和教育の推進に努める。

人権教育地区別研修会

昭和 45 年頃から、「同和教育地区別研修会」として教員の自主的な研修会からスタートした。以降 50 年以上にわたり、「一人一人の子供を輝かせる」という同和教育の追求めてきた原点を変えずに、取組みを積み重ねている。現在は 7 つの地区に分かれて公開授業や研修会等を実施している。学校外での研修の中心的な場になり、西宮市の学校人権・同和教育の質的向上に大きな役割を果たしている。

【ねらい】

「指導者の人権・同和問題に対する認識を深めて指導力の向上を図り、生活上の具体的な人権問題を解決する実践力を育てること」や「部落差別をはじめとする人権課題解消にむけた指導を計画的・系統的に行うこと」を重点に、教職員の自主的な研修会として実施する。

(平成 6 年「続西宮戦後教育史」(西宮市教育委員会)をもとに作成)

○日本語指導が必要な児童生徒の学級での受入れにあたって



○参考資料

- ・西宮市人権教育共通教材指導系統表【小・中学校】、教材資料(平成 30 年 西宮市教育委員会)
- ・「外国につながるを持つ子どもたちとともに ～在日外国人教育に取り組むみなさんへ～」(平成 24 年 西宮市教育委員会)
- ・「帰国・出国・入国される保護者の皆さんへ」(令和 3 年 西宮市教育委員会)
- ・「西宮の国際教育 第 9 集」(令和 5 年 西宮市教育委員会)
- ・人権教育を取り巻く諸情勢について ～人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]策定以降の補足資料～(令和 3 年 文部科学省)
- ・「在日外国人教育の推進について 全 6 集」(平成 9～14 年 西宮市教育委員会)
- ・「帰国・外国人児童生徒受入に伴う 学級担任ハンドブック」(平成 24 年 西宮市教育委員会)
- ・「すべての子供に 温かな居場所を ～気付いてください 身近にいるセクシュアルマイノリティの子どもたち～」(平成 26 年 西宮市教育委員会)

「いずみ」に掲載

[就学前用](#)



[小学校低学年用](#)



[小学校中学年用](#)



[小学校高学年用](#)



[中学生用](#)



2

「生きる力」をはぐくむ

(12) 体力・運動能力の向上

取組みの重点

運動をすることの楽しさや心地よさを味わい、豊かなスポーツライフにつながる学習を展開する

体育指導においては、心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と、多様な運動遊びや運動を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進や体力の向上を図ることが大切である。子供が運動に親しむために、体づくり運動を基盤とした体育指導を行い、自ら考え仲間と協働して学ぶ中で、体を動かす機会の充実と運動をする習慣づくりなどに取り組む。

＜具体的方策＞

- ・教育活動において幅広く、遊び・体育・スポーツ活動を位置付け、発達段階に応じて体を動かす楽しさや心地よさを味わえるようにする。
- ・子供の能力や適性、興味・関心、地域の実態や校種間のつながりを意識した年間指導計画を作成し、ICTの活用を含めて、指導の工夫・改善を図る。
- ・各学年で習得すべき学習内容を整理し、系統的な学習を通して、他者と関わり合いながら、体力や技能の向上をはじめ、しなやかで丈夫な体づくりに取り組む。
- ・新体力テストの結果等を活用し、自己の体力や運動能力の状況を把握させ、主体的に体力向上を図る態度を育成する。

関連資料等

○指導者向け研修会

子供の体力を向上させるために、体育担当者・体育科教員を対象に、専門的な見地からの研修会を実施した。



オリンピックによるコーディネーショントレーニングを取り入れた走り方の指導の研修



「神戸ストークス」のコーチによるバスケットボールにつながるボール運動の研修

○体力向上に向けた取組み

体育の授業をはじめとする学校教育活動の中で多様な運動を行うことを通して、日常的に体力づくりを推進する。



話し合いやタブレットを使用した授業の工夫



多様な動きを取り入れたウォーミングアップ

○西宮市立小学校連合体育大会・西宮市中学校連合体育大会



甲子園球場での演技の発表



甲子園球場開場 100 周年をお祝いした人文学



学校代表による走競技

体育の授業での取組みを一つの演技として発表するとともに、体育的活動を通した市内児童生徒の交流を図り、西宮への愛情や誇りを抱く機会となっている。

○トップアスリートによる出前授業



「神戸ストークス」の選手によるバスケットボールの部活動指導



陸上競技のオリンピックによる走り方の指導

○みやっこ体力向上すくすくプラン

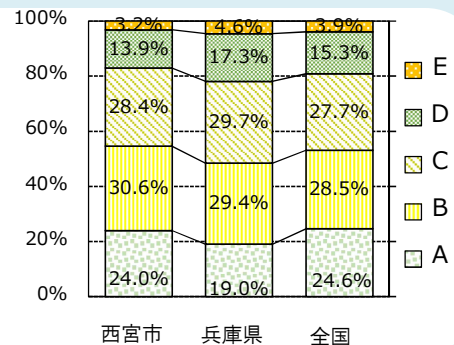
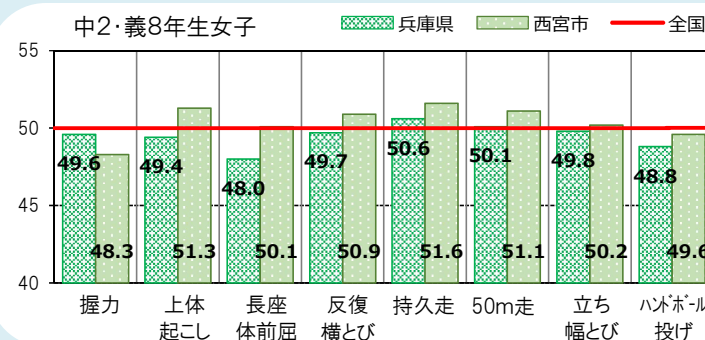
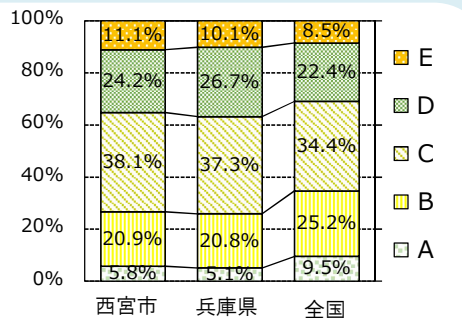
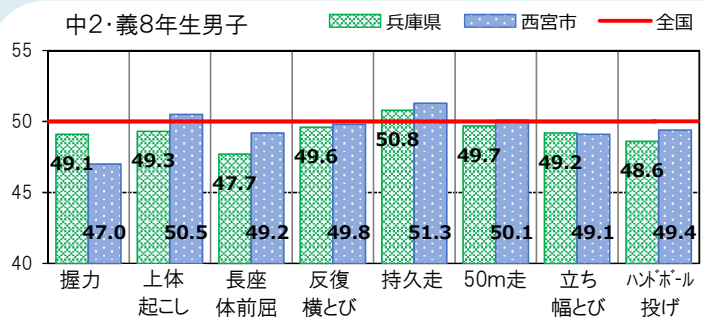
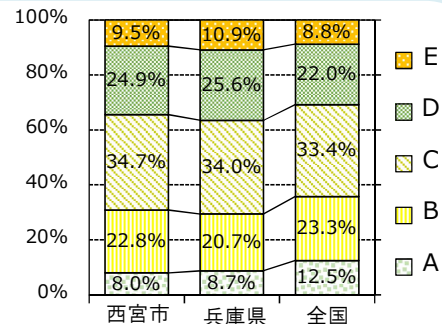
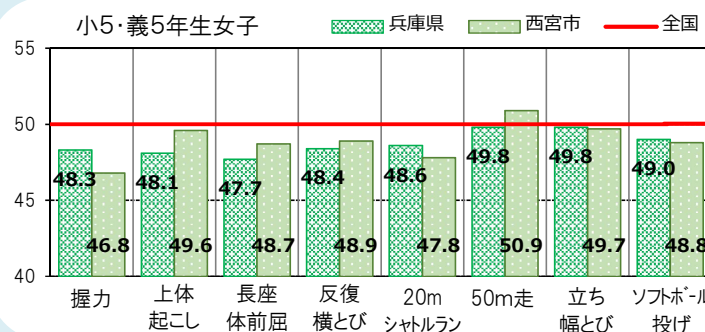
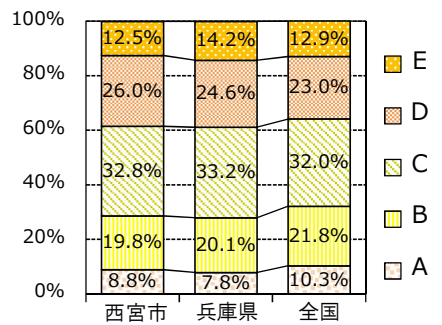
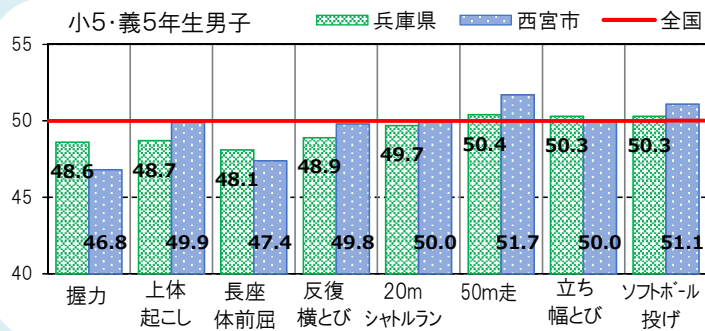


体づくり運動に関するリーフレットと指導資料を活用した、体力向上に向けた学校と家庭での取組みを推進

○新体力テスト結果（「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」スポーツ庁）

左：項目ごとに全国平均を50点として比較したグラフ

右：8種目の総合評価（高得点から順にA～Eの5段階）の分布を表したグラフ

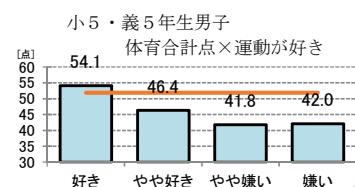
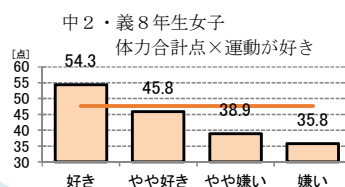


【体力・運動能力の状況】

- ・小学校では、新体力テストの8種目のうち、男子4種目、女子7種目が全国平均より下回っている。
- ・中学校では8種目のうち、平均値を下回ったものが男子5種目、女子2種目であり、男子が昨年度より増加している。
- ・小中学校ともに、50m走の記録は全国平均を上回る傾向が継続されている。

【体育・保健体育授業と運動への関心】（「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」スポーツ庁）

調査結果から、体育・保健体育の授業を「楽しい」と感じている児童生徒は、体力合計点が高く一週間の総運動量も多いということがわかった。また、「運動が好き」と考えている割合も高くなっている。今後も体力の向上や生涯にわたって運動に親しむ習慣を身につけることができるよう体育授業の更なる充実を図り、児童生徒が楽しみや喜びを味わえるよう工夫していくことが大切である。



取組みの重点

不登校の子供の社会的自立に向けた支援の充実と、誰一人取り残されない学校づくりを進める

不登校の子供への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、子供が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。また、子供にとっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直すなどの積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択、社会的自立に向けた課題が存在することに留意する必要がある。

学校では、子供が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、個々の子供に応じた組織的・計画的で、きめ細かな支援策を講じることや、社会的自立へ向けて多様な学びの場を提供することが重要である。既存の学校教育になじめない子供については、本人の希望や願い、本人の持っている強みや興味関心を含めた子供理解に努め、思いに寄り添いつつ、アセスメントに基づく個に応じた具体的な支援や居場所づくりが必要である。

また、学校に合わない子供が増えてきたという捉え方だけでなく、学校が子供に合わなくなってきたという視点を持つ必要がある。このことから、新たな不登校の子供が生じない「魅力ある、誰一人取り残されない学校づくり」を推進することが重要である。

<具体的方策>

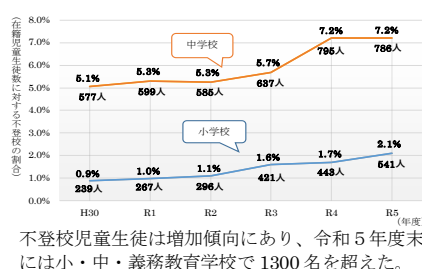
- ・不登校対策支援プランを全ての教職員で共通理解し、プランの実践・検証・改善を行うとともに各校で組織する対応チームを中心に計画的な対応や支援策を実施する。
- ・資料「私たちに何ができるか」(EduNet「いずみ」に掲載)を活用し、学校での指導や家庭への働きかけの工夫に生かす。
- ・教育支援センター「あすなろ」と連携し、「あすなろオンライン」を含めた支援を行う。
- ・県立但馬やまびこの郷、県立神出学園等の公的機関や民間施設等と連携を行う。
- ・児童生徒並びに保護者に向けた教育支援センターや相談機関等の情報提供を行う。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと連携し、子供自らがSOSを発信する力を身につけることができる教育を推進するとともに、教職員がサインを見逃さず、支援に繋げられる校内体制を整える。
- ・教育機会確保のひとつの手立てとして個に応じた支援を目標に、地域人材を活用したり、サポートルームを校内に設置したりするなど、安全で安心できる居場所づくりに努める。
- ・不登校児童生徒の学びの場の選択肢を広げるとともに、すべての子供たちが安心して学べる学校づくりのモデルとなるよう、「学びの多様化学校」の設置に向けた検討を行う。

関連資料等

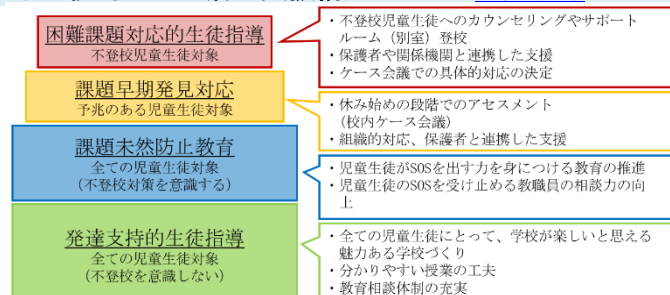
○不登校に関連した主な法律及び文部科学省通知等

- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」(平成29年2月施行)
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月文部科学省通知)
- ・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(令和5年3月文部科学省通知)
- ・「不登校の児童生徒等への支援の充実について」(令和5年11月文部科学省通知)
- ・「不登校への対応」(兵庫県教育委員会)
- ・「全県一丸となって進める「ひょうご不登校対策プロジェクト」の推進」(兵庫県教育委員会)
- ・「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」(令和6年8月文部科学省通知)

○西宮市の不登校児童生徒数の推移



○不登校対応の重層的支援構造(令和4年12月「生徒指導提要」をもとに作成)



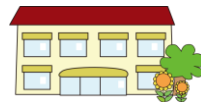
西宮市の不登校支援（教育支援センター機能）

不登校対策の実施

教育委員会 児童生徒支援課

■不登校児童生徒支援事業 教育支援センター「あすなろ」の運営

「あすなろ」の各施設の一覧表（p. 77 参照）



■不登校児童生徒オンライン支援

- 「あすなろオンライン」【つながり】支援
- 「あすなろとく」オンライン相談支援（随時）



[不登校児童生徒へのオンライン支援](#)

■居場所サポーター事業

- サポートルーム（別室）において不登校の子供の支援を行っている学校へのサポーター派遣

■その他

- 不登校に関する研修会の開催
- 「私たちに何ができるか」（教員用資料）の活用
- 不登校に関する情報提供：西宮市ホームページ（児童生徒支援課）
 - ・不登校に関するガイドラインなどの掲載
 - ・「あすなろ」の施設紹介（施設紹介動画あり）
- 民間施設（フリースクールなど）との連携、施設訪問及び情報交換会の開催
- 学校外の施設に通所する不登校児童生徒の指導要録上の出欠の取扱いに関する協議
- 不登校対策にかかる検討会及び意見交流会の開催
- 「あすなろ」の利用状況について担当者会で共有



[不登校児童生徒への支援について](#) [不登校児童生徒支援に関するガイドライン](#)

「教育委員会」と「こども未来センター」が連携して、不登校にかかる取組みを進めていきます。

不登校の相談窓口

こども支援局 地域・学校支援課

西宮市立こども未来センター

●来所相談・電話相談事業

- ・保護者等 TEL (0798) 65-1881
- ・学 校 TEL (0798) 65-1882
- <相談時間帯等は p. 78 参照>

●相談員による相談

【対象】不登校や情緒不安定、性格等の悩みがある市内在住の0～18歳までの子供及びその保護者

●不登校に関する情報提供



●不登校児童生徒支援事業

教育支援センター「あすなろ みらい」
半日制・少人数制・週4日・50名程度
西宮市立こども未来センター内
AM9:30～11:30、PM1:00～3:00

3

子供の育ちをささえる

(2) 生徒指導の充実

取組みの重点

子供の理解を深め、目標や計画を明確にして、自己指導能力の獲得を目指す

生徒指導では、一人一人の児童生徒の内面理解と人間的なふれあいに基づく指導を充実させるとともに、全ての教育活動を通して児童生徒の社会的資質や行動力が高まるように指導、援助していくことが大切である。指導に際しては、児童生徒の人権に配慮し、個に応じた指導を徹底するとともに、いかなる場合においても体罰は絶対に許されないことを徹底する。

学校では、一人一人の児童生徒自らが、現在及び将来における自己実現に向けた自己指導能力の獲得を目指し、生徒指導の方針・基準の明確化・具体化を図ることが重要である。

また、時代の変化に対応しながら、校則や学校のきまりについて、絶えず積極的に見直しを行っていくことや、全ての教職員による組織的・計画的な取組み、地域・家庭・関係機関との連携に努めることが必要である。

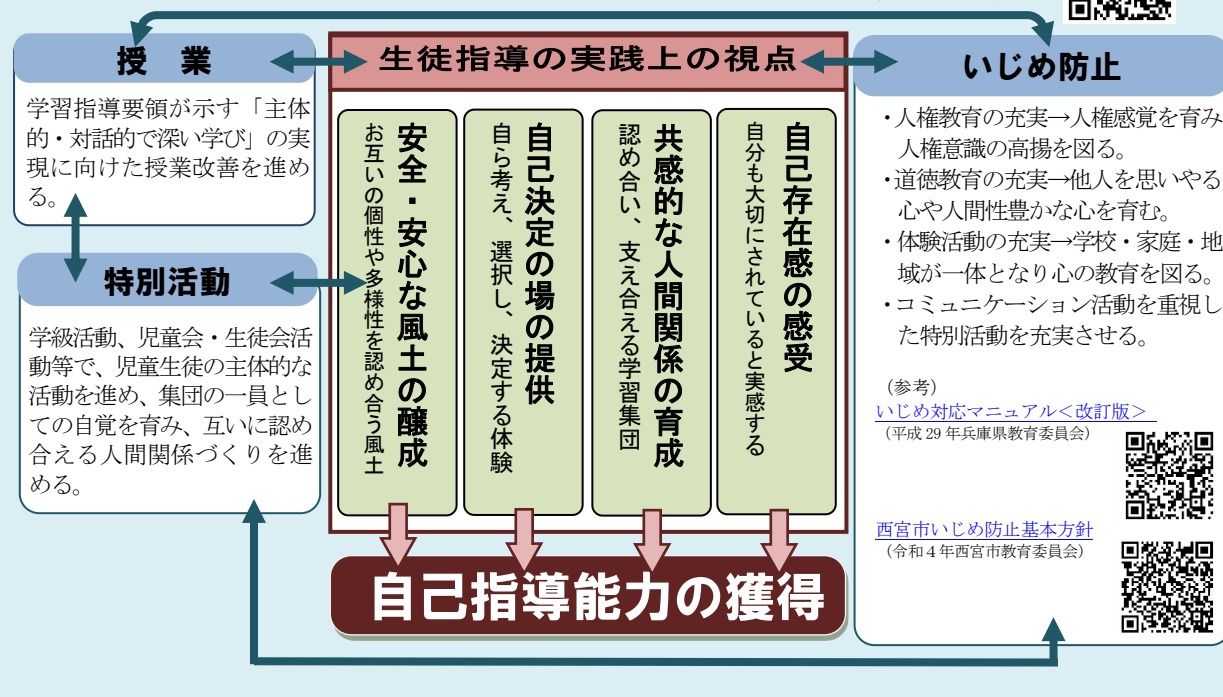
<具体的方策>

- ・児童生徒や社会の変化に対応した生徒指導方針のもと、生徒指導の実践上の視点に留意し、自己指導能力の獲得に向けた発達支持的生徒指導に努める。
- ・いじめ・不登校・虐待・貧困等の今日的課題に対して、児童生徒・家庭・地域の実態に応じた手立てや未然防止策を考え、指導計画を作成して取り組む。スクールカウンセラーや全中学校区へ配置されているスクールソーシャルワーカーを効果的に活用するなど、組織的に対応する。
- ・いじめの定義を正確に解釈したいじめ認知が積極的に行われ、各校のいじめ対応委員会が中心となり、未然防止、早期発見、早期対応における組織的対応に努める。
- ・「重大事態」発生の未然防止に努め、担任だけでなく、学校が組織としていじめの疑いに関する情報収集と記録、共有等対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携し適切に対応する。
- ・問題行動等への対応の際には、保護者との信頼関係を大切にするとともに、必要に応じて学校問題解決支援チームや関係機関と連携する。
- ・発達障害について理解を深め、特別支援教育コーディネーターや関係機関等と連携し、適切な指導・支援を行う。また、児童生徒の特性や取り巻く様々な要因に留意する。

関連資料等

○生徒指導の実践上の視点と自己指導能力の獲得

(令和4年12月「[生徒指導提要](#)」
(文部科学省)をもとに作成)



(参考)
[いじめ対応マニュアル<改訂版>](#)
(平成29年兵庫県教育委員会)

[西宮市いじめ防止基本方針](#)
(令和4年西宮市教育委員会)



3

子供の育ちをささえる

(3) 安全体制の構築

取組みの重点

自ら安全に行動し、人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成する

学校における安全教育は、子供自身が、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる資質・能力の育成を目指している。

また、安全に配慮しつつ、子供自らが危険な状況を知らせたり安全点検に関わる体験活動に取り組んだりすることは、安全教育の観点から重要であり、子供の視点や協力による安全管理の取組みの充実につながる。

学校安全における「生活安全」「交通安全」「災害安全」の各領域を通じて、安全教育と安全管理に関する活動を充実させる必要がある。

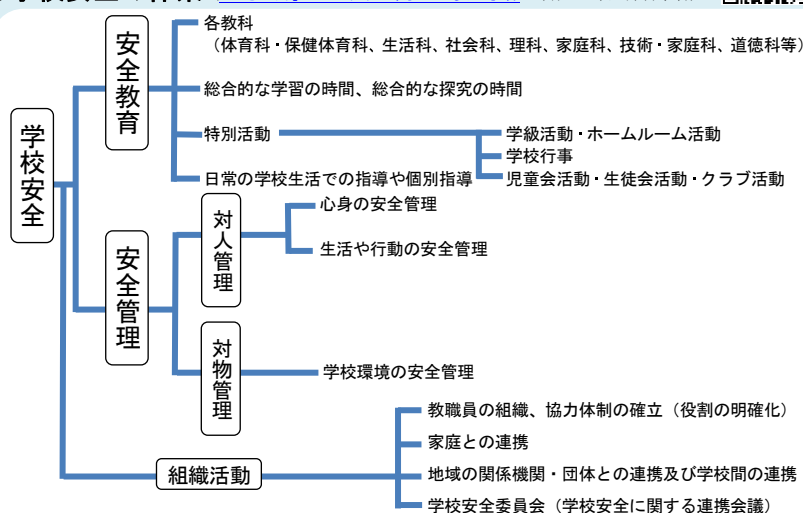
校内で組織的に取り組む体制を構築するとともに、教職員の研修や家庭及び地域との連携を充実させ、子供たちの見守り活動や学校安全に関する組織活動の推進を図る。

<具体的方策>

- ・学校安全計画を作成する際には、学校医等の積極的な参画を得ながら、見直しを含む PDCA サイクルを確立することで、より実効性のある計画となるよう努める。
- ・安全教育の目標や各教科等の年間を通じて指導すべき内容を位置付け、系統的・体系的な安全教育を実施する。
- ・交通安全・防犯・防災の観点から、可能な限り安全な通学路を設定し、地域・警察・関係機関等と連携した通学路の合同点検の実施や地域安全マップの作成等を通じ、日常生活の中に潜む危険を子供自身が予測し、的確な判断・行動ができるようにする。
- ・自らの命を守り抜くために主体的に行動できる態度を育成できるよう、交通安全教室や防犯教室、薬物乱用防止教室等を実施する。
- ・スマートフォンや SNS などの利用による犯罪被害の防止と適切な利用を推進する情報モラル教室を実施するとともに、学校や家庭でのルールづくりの取組みを進める。

関連資料等

○学校安全の体系（「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 平成 30 年文部科学省）



○参考資料

- [学校の危機管理マニュアル作成の手引](#)（平成 30 年 文部科学省）
[学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドラインについて](#)
 （令和 3 年 文部科学省）
[第 3 次学校安全の推進に関する計画について](#)（令和 4 年 文部科学省）

○交通安全教室



警察等と連携して、入学して間もない小学生を対象に交通安全教室を実施
 （瓦木小学校）

○通学路の安全点検



学校と保護者、警察、地域、行政等で協働して、通学路の安全点検を実施
 （浜脇小学校）

3

子供の育ちをささえる

(4)「食」の安全確立と食育推進

取組みの重点

「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育む

朝食の欠食、栄養素摂取の偏り、小児期における肥満の増加、思春期におけるやせの増加等の「食」に関わる問題は、子供たちの心身の健康に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって関係する。家庭生活の状況が多様化する中で、学校や地域等において連携・協働を図り、子供一人一人の「食べる力」を豊かにはぐくむことが大切である。

学習指導要領において、学校における食育が明確に位置付けられており、「食に関する指導の年間計画」を作成するなど、学校教育活動全体を通じて組織的・計画的に推進し、「食」に関する資質・能力を育成することが求められている。

学校給食については「学校給食衛生管理基準」に基づいて衛生管理を徹底するとともに、食物アレルギー対応等を適切に行い、「食」の安全・安心を確立する。さらに、子供たちが発達段階に応じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校給食を「生きた教材」として指導に活用していく。

＜具体的方策＞

- ・「食に関する指導の年間計画」を作成し、教育活動全体を通じて食育に取り組む。
- ・「食」に関する体験活動・調理実習等により、技能を養うとともに、生産者へ思いをはせるようにする。
- ・学校における食育の「生きた教材」となるよう、行事食や選択給食等の献立内容の充実及び西宮産の農作物を中心とした地場産物の活用等、より一層の取組みを進める。
- ・「学校給食献立作成・アレルギー管理システム」を安定的に運用し、ヒューマンエラーによるチェック漏れなど学校給食における食物アレルギー対応の対象となる子供の誤食の未然防止に努める。

関連資料等

○食育の取組み



大きなさつまいもに歓声をあげながら芋ほりを楽しみ、さつまいも汁を食した。
(付属あおぞら幼稚園)



主食・主菜・副菜のバランスに着目し、よりよいお弁当のメニューについて考えた。
(香櫨園小学校)



あじを3枚におろし、ウロコを取ったり腹骨を削いだりと貴重な経験となった。
(広田小学校)



生魚の衛生的な扱い方を学び、適切な火加減で鮭のホイル焼きを調理した。
(西宮浜義務教育学校)

○食育で育てたい「食べる力」

- ・心と身体の健康を維持できる
 - ・食事の重要性や楽しさを理解する
 - ・食べ物の選択や食事づくりができる
 - ・一緒に食べたい人がいる（社会性）
 - ・日本の食文化を理解し伝えることができる
 - ・食べ物をつくる人への感謝の心をもつ
- (令和6年「食育実践の環(わ)を広げよう」
政府広報オンラインより)

○参考資料

「食育ハンドブック」

(兵庫県教育委員会体育保健課 HP
学校給食・食育について)

「食に関する指導の手引」

第二次改訂版（平成31年文部科学省）



3

子供の育ちをささえる

(5) 教職員の資質・能力の向上

取組みの重点

新たな教育課題に対応するために、キャリアステージに応じた研修を行う

新たな知識や技術の活用により社会の進歩や変化のスピードが速まる中、教職員の資質・能力の向上は重要な課題である。学校を取り巻く変化を前向きに受け止め、子供一人一人の学びを最大限に引き出すため、教職生涯を通じて探究心を持ち、自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが求められている。

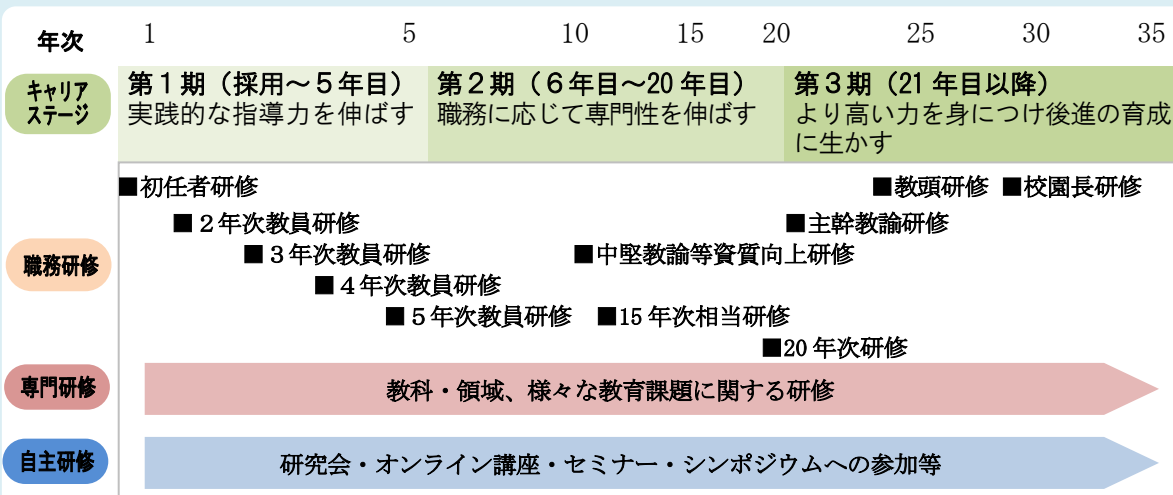
自ら課題を見出し、積極的・継続的・計画的に研究・修養に励み、キャリアステージに応じた研修計画のもと、自らの強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割等を踏まえながら必要な学びを主体的に行っていくことが大切である。

<具体的方策>

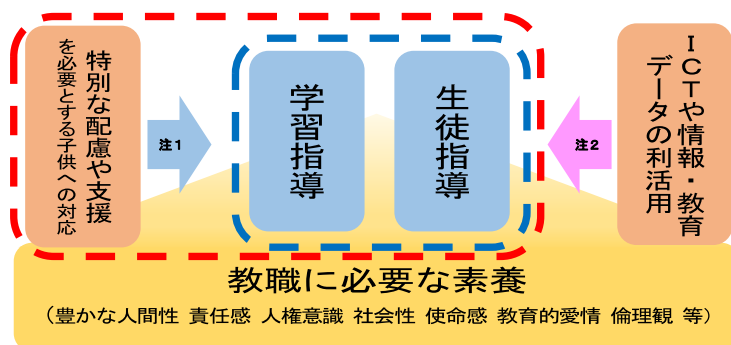
- ・教員資質向上指標等を活用し、各自のキャリアステージに応じた研修計画を立てる。
- ・職務研修等により、授業力や生徒指導力、学級経営力等の資質能力をキャリアステージに応じて身につけていく。
- ・これまでの実践と ICT とを最適に組み合わせた学習活動の充実に向け、教職員の主体性を尊重した研修を行い、指導力の向上を図る。
- ・研修履歴を活用した教職員と学校管理職との対話のもと、教職員は自らの専門性を高めるために主体的に学びをマネジメントし、自らの職能開発のニーズを踏まえた目標を設定する。

関連資料等

○キャリアステージに応じた教員研修計画（「令和6年度 兵庫県教員研修計画」をもとに作成）



○教職員に共通的に求められる資質「5つの柱」



注1)
「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」は、「学習指導」「生徒指導」を個別最適に行うものとしての位置付け

注2)
「ICTや情報・教育データの利活用」は、「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」をより効果的に行うための手段としての位置付け

(令和4年「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」(文部科学省)をもとに作成)

取組みの重点

学びの質を高める授業改善を柱とした、組織的・計画的な校内研究を行う

授業づくりにおけるこれまでの教育実践の蓄積を継承しつつ、時代に応じた資質・能力をはぐくむために、全ての教職員が、組織的・計画的に校内研究に取り組むことが不可欠である。特に、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を中心に据えた校内研究を進めることが重要である。

そのためには、研究担当者が核となる校内研究を推進し、教員同士が共に学び合い、高め合うことで、子供の学びや育ちを保障する土壌づくりが必要である。

<具体的方策>

- ・学習指導要領の側面から、カリキュラム・マネジメントや「主体的・対話的で深い学び」を視点とした授業改善の研究を充実させる。
- ・日常的に学び合う校内研究体制を充実させる。
- ・事前・事後研究会で学び合う喜びを実感できるよう研究会の進め方を工夫する。
- ・PDCA サイクルにより研究推進計画を組織的・計画的に進め、次年度の取組みへつなげる。

関連資料等

○授業改善を柱とした校内研究の取組みと子供の様子

(令和6年度全国学力・学習状況調査質問調査
西宮市の結果より)

【学校質問 (肯定的な回答の割合)】

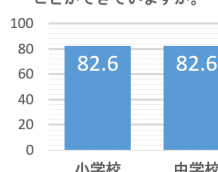
授業研究や事例研究等、実践的な研修を行っていますか。



実践的な研修が行われている。

【児童・生徒質問 (肯定的な回答の割合)】

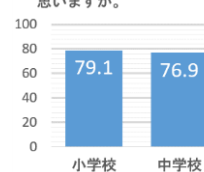
話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていますか。



授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができていると思いますか。

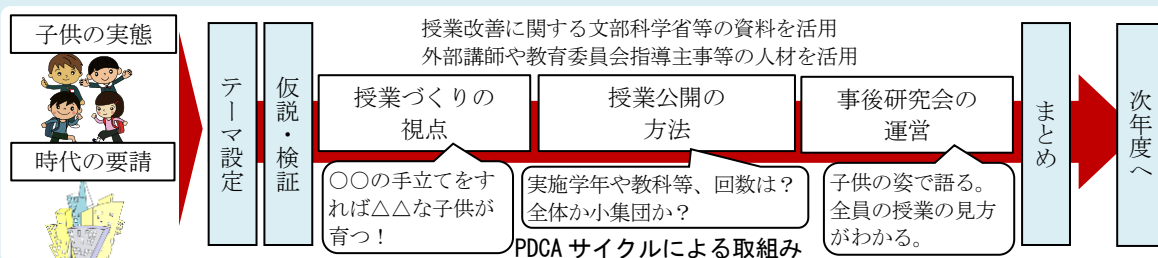


授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか。



自校の課題をもとに校内研究に取り組むことが大切である。

○校内研究の道筋 (モデル)



○校内研究を活性化させる手法 (事前・事後研究会の持ち方、研究会の工夫等)

【事前・事後研究会の実施】

- 研究テーマにそって、教員間で指導案を検討するなど、価値観や課題意識を確認する。
- ねらいや授業仮説をもとに、授業を見る視点や評価の指標を共有する。
- 事前研究会で共有した指標をもとに、研究会の主題を設定する。
- 活発な意見交流ができるように体験・作業・討議を中心とした活動を取り入れ、参加者が主体的に関わることができるように工夫する。

【日常化させた研究会】

学年、教科、経験年数等の小集団による授業公開を行う。

- ・学年内や教科内で授業を見合う。
- ・年間でペアやグループを作り授業を見合う。

- ・空き時間や放課後を使い、ポイントを絞って協議する。

- ・全校研究会で小集団の取組みを交流する。

【校内研究テーマ例】

- しなやかな心と体を育み、意欲的に遊ぶ子供の育成～幼児が思わずやってみたくて心と体が動く遊びを通して～ (大社幼稚園)
- 主体的・対話的で深い学びを生む授業づくり～「？ (問い)」 「！ (気付き)」のある授業～ (夙川小学校)
- 個別最適な学びと協働的な学びを融合した授業づくり～誰一人とり残すことのない「一人ひとりの多様な幸せ」の実現～ (高須中学校)
- 新学習指導要領に基づいた授業改善 GIGA スクール構想に伴う 1人1台端末の活用について (西宮高校)

取組みの重点

健康及び福祉の確保を図り、効果的な教育活動を推進する

学校におけるこれまでの働き方を見直し、業務改善を進める中で、教職員の専門性を生かしつつ、業務に集中できる時間や、子供と向き合うための時間を十分確保する。また、業務改善の取組みは着実に実施しているものの、より一層、勤務時間の適正化を図るため、教育委員会及び学校が業務改善の取組みを加速させ、まずは、時間外在校等時間が月 80 時間を超過している教職員をゼロにすることを最優先として、取組みを推進する。

<具体的方策>

- ・ 定時退勤日、ノ一部活デーなどの完全実施を図る。
- ・ 絶対下校時刻の見直しを図る。
- ・ [業務量の適切な管理に関する規則](#)及び[方針](#)により超過勤務時間を削減する。
- ・ 校内組織等による業務改善、取組目標の達成を推進する。
- ・ 業務改善アドバイザーの活用により教職員の意識改革を図る。
- ・ 勤務時間の可視化による教職員の勤務実態の把握及び着実なマネジメントを推進する。
- ・ ICT の活用による業務の負担軽減及び効率化を推進する。

関連資料等

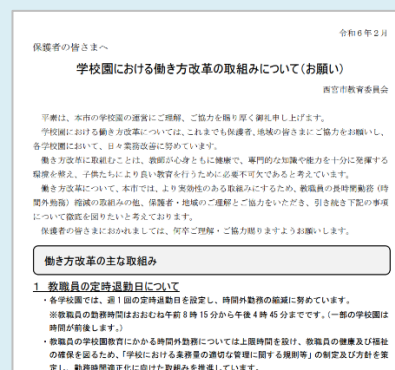
○勤務時間適正化



○教育委員会の主な取組み

- ・ 小・中・義務教育学校の欠席連絡アプリの導入
- ・ [勤務時間適正化に関する HP](#)、[市政ニュース](#)による広報
- ・ 保護者向け働き方改革取組みチラシの配布
- ・ 中学校、高校の部活動方針の推進
- ・ 電話機の自動音声案内の実施
- ・ 校務支援システムの改修・更新
- ・ 文書連絡システムの導入
- ・ ICT を活用した業務効率化の推進（情報共有ツールや連絡ツールの活用、アンケートフォームの作成等）
- ・ 調査、照会等の削減や調査方法等、見直しの推進
- ・ 研修、会議等の削減や WEB 会議等、見直しの推進

○働き方改革取組みチラシ



○参考資料

- ・ [学校における働き方改革の取組の徹底について（通知）](#)（平成 31 年 3 月文部科学省事務次官通知）
- ・ [公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針](#)（令和 2 年 1 月文部科学省告示第 1 号）
- ・ [改訂版 全国の学校における働き方改革事例集](#)（令和 5 年 3 月文部科学省）
- ・ [教職員の勤務時間適正化先進事例集「GPH100～GOOD PRACTICE in HYOGO100～」](#)（令和 5 年 4 月兵庫県教育委員会）
- ・ [学校業務改善に関するガイドライン](#)（令和 6 年 3 月兵庫県教育委員会）
- ・ [「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）（令和 6 年 8 月 27 日中央審議会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）」](#)（令和 6 年 9 月文部科学省）

取組みの重点

「西宮市学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的な改築・改修を進める

学校施設全体の約7割が築30年以上と、老朽化が進行している。その対応が大きな課題である一方で、老朽化した施設の全てを従来の改築中心の手法で対応することは、市の厳しい財政状況から困難な状況である。

そこで、「[西宮市学校施設長寿命化計画（令和7年3月改定）](#)」に基づき、施設の目標使用年数を原則80年（＝長寿命化）とし、令和元年度から計画的な改築・改修を進めている。

<具体的方策>

《施設の長寿命化と予防保全》

- ・ 築25年目と築50年目を改修の標準周期として計画的・予防保全的改修を行う。

《必要な機能の整備と適正化》

- ・ 学校の必要な諸室、避難所機能の整備を行う。
- ・ 施設の劣化状況に応じた改修を行い、良好な教育環境を確保する。
- ・ 転用可能教室を他の公共施設として有効活用する。

<関連資料等>

○長寿命化とは

Q. 長寿命化とは？ → A. 施設をできるだけ長く使用し、有効活用する考え方のこと

○西宮市学校施設長寿命化計画策定の目的

- 1 学校の安全性を確保しつつ、より一層の予算の平準化、トータルコストの縮減を図る。
- 2 社会的ニーズに配慮した、よりよい教育環境を確保する。
- 3 将来の児童生徒数の減少を見越した、効率的・効果的な改築と改修を実施する。

○西宮市学校施設長寿命化計画の考え方

望ましい学校規模、工事中の学校・近隣への影響、施工や配置計画の容易性、費用対効果、整備費用の分散等を考慮し、次の考え方を踏まえて学校単位で整備を進める。

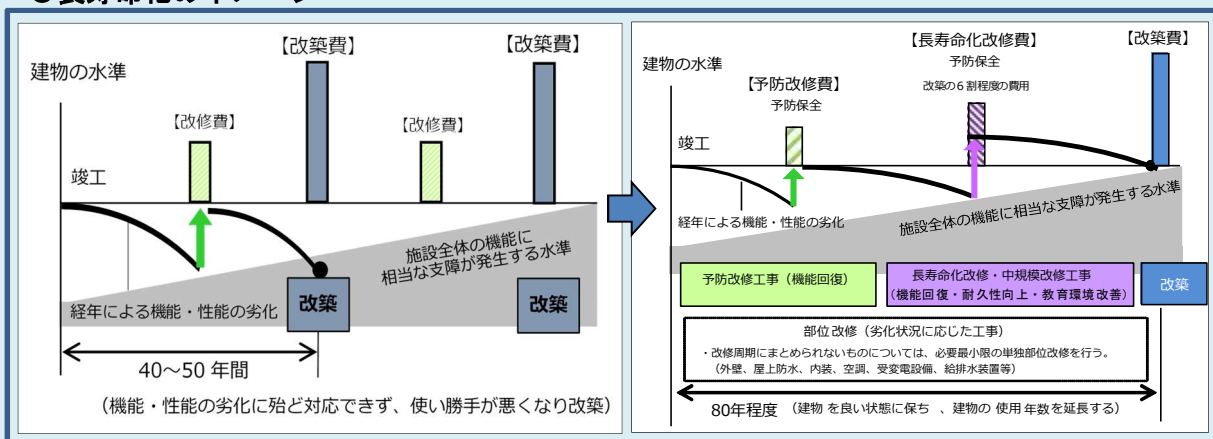
■ 改築時期を集約

原則80年使用するが、築年数の異なる棟がある場合、一定期間に集約して改築を行う。

■ 費用対効果を考慮

学校単位で最も低コストとなる時期を算出し、各棟の使用年数を決定する。

○長寿命化のイメージ

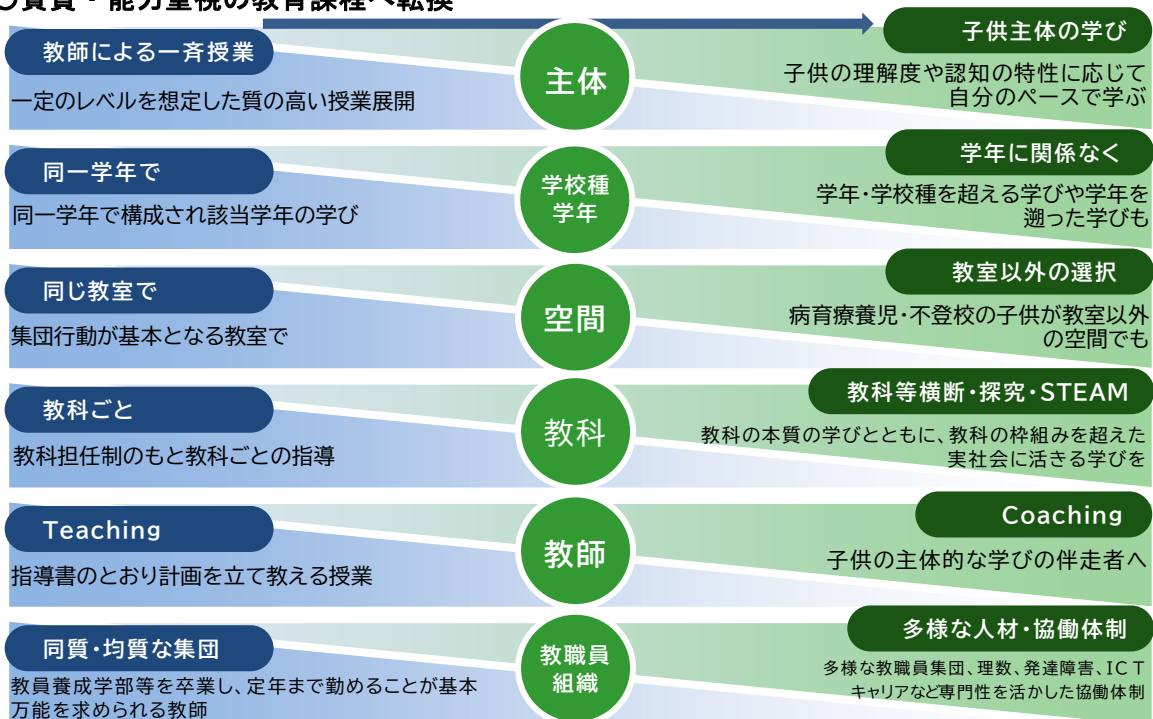


1人1台端末環境を基盤とした授業改善

令和7年度の活用目標 複線型の授業展開（端末利用の日常化）

子供の認知の特性を踏まえ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「そろえる」教育から「伸ばす」教育へ転換し、子供一人一人の多様な幸せ(Well-being)を実現することができます。そのために、皆同じことを一斉にやり、皆と同じことができることを評価してきたこれまでの教育に対する価値観を変えていくことも必要になります。

○資質・能力重視の教育課程へ転換



出典：総合科学技術・イノベーション会議『Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ』（内閣府）より改編

○情報活用能力の要素

分類		
A. 知識及び技能	1 情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能	①情報技術に関する技能 ②情報と情報技術の特性の理解 ③記号の組合せ方の理解
	2 問題解決・探究における情報活用の方法の理解	①情報収集、整理、分析、表現、発信の理解 ②情報活用の計画や評価・改善のための理論や方法の理解
	3 情報モラル・情報セキュリティなどについての理解	①情報技術の役割・影響の理解 ②情報モラル・情報セキュリティの理解
B. 思考力 判断力 表現力等	1 問題解決・探究における情報を活用する力（プログラミング的思考・情報モラル・情報セキュリティを含む）	事象を情報とその結び付きの視点から捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決し、自分の考えを形成していく力 ①必要な情報を収集、整理、分析、表現する力 ②新たな意味や価値を創造する力 ③受け手の状況を踏まえて発信する力 ④自らの情報活用を評価・改善する力
	2 情報モラル・情報セキュリティなどについての態度	①責任をもって適切に情報を扱おうとする態度 ②情報社会に参画しようとする態度
C. 学びに向かう力 人間性等	1 問題解決・探究における情報活用の態度	①多角的に情報を検討しようとする態度 ②試行錯誤し、計画や改善しようとする態度
	2 情報モラル・情報セキュリティなどについての態度	①責任をもって適切に情報を扱おうとする態度 ②情報社会に参画しようとする態度

出典：「学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力の育成」（文部科学省）より改編

探究のプロセスを意識した授業デザイン

(リーディング DX スクール事業より)

課題の設定

実社会の問題状況に関わる課題、進路や教科等横断的な課題等を設定

見通し・ゴールをつかむ

『やまなし』 学びの進めるべ 8・9時間目
課題 ぐんざ、宮沢賢治は物語のタイトルを「やまなし」と名づけたのかについて解き明かそう。

【学習目標】
課題を明確にし、自分のめあてを決める。
【情報収集】
「やまなし」や「イーハトーブ」の影から、なぜタイトルが「やまなし」なのかを考え、情報を集める。
① 宮沢賢治によって「やまなし」とは？「やまなし」とは？
② 物語に出てくる地名は、何を表しているのか？
③ 物語の登場人物や動物は、何を表しているのか？
④ 宮沢賢治が考えた「やまなし」のイメージは？
【整理・分析】
「やまなし」のイメージをまとめる。①②③④の答えを比較し、共通点や相違点を探る。
①②③④の答えを比較し、共通点や相違点を探る。
【まとめ・ふりかえり】
まとめ・ふりかえりシートに書く。自分の課題（学習）はどのくらい進んだかを確認する。
① 課題に対しての答え（まとめ）が書けている。
② ①に加え、自分の考えや感想（ふりかえり）が書けている。
③ ①②に加え、だれ（仲間）が何と書いていたか。

子供に見通しを持たせるために、単元ゴールや学びの手引きを共有する。

見方・考え方の観点を焦点化

国語科の見方・考え方

物語文→見方	説明文→見方	表・グラフ・図・資料・言葉
人物 時・場	問い 答え	意味 働き
場面 気持ち	はじめの場面	著者の立場
対比 本質的	要約 つなぎ	使い方
語り手 視点	具体例 対比	捉える 問い直す

算数科の見方・考え方

1つ分を何とみるか...	まとめる何とみるか...	割合を何とみるか...
そろえてみるか...	割合や割合を算出する...	割合を算出する...
広げて増えるか...	他の場面も増えるか...	くらべてみるか...
どうしてそうなるのか...	きまりはあるのか...	減らしてみよう...

見方・考え方を通してどのように学ぶかを指導し、自走できるための手立てを提示。

情報の収集

文献検索、ネット検索、インタビュー、アンケート、実験、フィールドワークなど

教科書・資料集

デジタル教科書



教科書等を使い、資料や問題を讀みとる。

カメラ機能・動画撮影



カメラ機能を使い記録したり、自己調整したりする。

インターネット

画像・動画視聴



NHK for schoolなどの動画を自分のタイミングで視聴する。

整理・分析

統計による分析、思考ツール、テキストマイニングなどで分析

Excel を使い思考を可視化

項目	内容	内容	内容
1	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？
2	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？
3	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？
4	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？
5	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？
6	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？
7	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？
8	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？
9	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？
10	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？	宮沢賢治の「やまなし」について、どのようなイメージがあるか？

Excel を使い思考の過程を他者参照する。

思考ツールを使い比較・分類

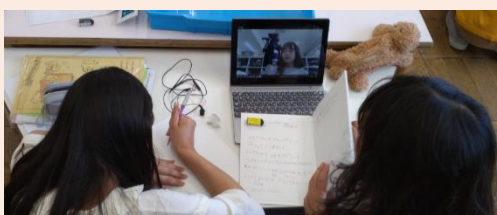


情報収集した後、教科の見方・考え方を基に整理分析する。

まとめ・表現

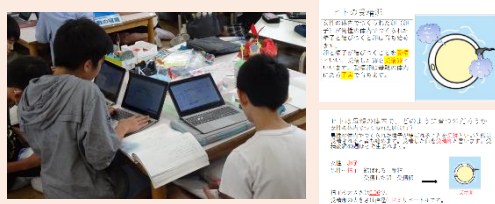
論文作成、プレゼンテーション、ポスターセッション、提言等で発信

プレゼンテーション動画の作成



動画編集ソフトを使用して、学習の学びを発信する。

Microsoft office でアウトプット



PowerPoint や学習支援ツールを使用してポスターなどを作成しアウトプットする。

Ⅲ 令和7年度(2025年度)現職教育一覧

学校教育課 35-3857

研修名称		研修期日
研 修 営	校園長研修会	4/14
職 務 研 修	教務主任会	5/13,7/31
	特別活動(キャリア教育)担当者会	7/29
	防災教育担当者会	7/25
体 育 指 導 研 修	体育担当者会(小・義・特)	4/15
	体育担当者会(中・義・高)	4/23
	部活動担当者会(中・義)	☆5/13
	小学校体育担当者研修会(小・義・特)	8/22
	小学校地区別体育実技研修会(小・義・特)	6/11
	保健体育科教員実技研修会(中・義・高)	5/12
	保健体育科教員実技研修会(中・義)	6/4, 7/30
人 権 教 育 研 修	児童生徒支援教員研修会	4/25, 10/31, 2/13
	人権教育担当者会	4/18, 2/6
	人権教育地区別研修会	5/15, 6/19 10/16, 1/22
人権教育指導員研修会		4/10, 2/17
道徳教育推進担当者会		7/22

特別支援教育課 35-3897

研修名称	研修期日
特別支援教育に係る担当者会	★4/4
学校生活支援教員担当者会	4/3

★はオンラインで開催を予定している会
☆はオンデマンド（動画配信）で予定している会

児童生徒支援課 35-3812

研修名称		研修期日
生 徒 指 導 研 修	生徒指導に関する協議の会	4/17, ★6/5, 10/30, ★2/5
	小学校生徒指導担当者会	★5/22, ★6/26, 8/21, ★10/23, ★1/9, ★2/19
対 策 研 修	教育相談担当者会(小・中・義)	5/9
	不登校に関する研修会	8/4
学 校 保 健 研 修	健康教育研修	☆8/4～8/29
	学校保健研修会(管理職研修会)	4/22
	養護教諭研修会	7/4, 2/25
	新任養護教諭(1・2年次)研修会	7/22, 10月, 2月
	養護教諭(6・10・11年次)研修会	7/22
	養護教諭(15・16年次)研修会	7/22
	学校精神保健推進委員研修会	☆4/18
	学校保健担当者会	☆4/18
	応急手当普及員講習会	7月
青少年進路指導員連絡会議		4/23, ★ 9/2, ★2/10

学校給食課 35-3863

研修名称		研修期日
学 校 給 食 研 修	栄養教諭・学校栄養職員研修会	8/7
	チーフ調理員研修会	4/3, 8/21
	調理従事者等研修会	7/24, 7/25, 8/1
	栄養担当者会	4/14, 5/13, 6/5 7/3, 8/7, 9/3 10/8, 11/7, 12/5 1/14, 2/5, 3/5
食 育 研 修	食育(給食)担当者会・食育推進研修会	4/21, 8/8

教育研修課 35-2864 (西宮浜分室 34-1872)

(1) 専門研修

研修名称		研修期日
教科・領域	国語科教育研修 ※下線は企画研修	7/31, 8/18
	社会科教育研修※下線は臨地研修 「歩こう知ろう西宮」研修, 二重下線は臨地研修	7/23, 8/1, 8/8
	算数・数学科教育研修	8/19
	理科教育研修	8/6
	わたしたちの西宮研修	4/23, 7/23
	小学校外国語研修	7/28
	英語科教育研修	8/1
	外国語ワンポイント講座	4/21, 7/28
	理科ワンポイント講座	4/10, 8/22
教情 育報	情報教育研修	7/23, 7/24, 7/25
	学校事務職員ICT研修	6/19, 9/25, 12/11
課題 教育等	国際教育研修	7/30
	道徳教育研修	8/4
	人権教育研修 ※下線は企画研修	7/30, 8/5, 8/20
	環境教育研修	☆7/22 ~ 8/18
	学級経営研修	7/28
	特別支援教育研修	7/29
	健康教育研修	☆8/4~8/29
	ライフスキル教育研修	8/1
	研究グループ代表者会	5/7
研究グループ活動報告会		2/26
企画研修		随時

(2) 職務研修

研修名称		研修期日
研経 修営	校園長研修	8/1
	教頭研修	5/12, 7/1, ☆7/23~8/22, 10/15
主幹教諭研修		☆7/30~8/20
西宮教育推進講座		☆5/19, 7/25, 8/4 ☆1/19~1/23

研修名称		研修期日
年次 研修	初任者研修(共通)	4/3, 4/22, 5/13, 5/20 5/27, 6/17, 7/22 7月30日~8月1日(2泊3日) 9/30, 11/18, 1/13(1/14) 2/10
		(小) 6/10, 9/9, 10/21 11/11, 1/27, 2/3
		(中) 6/3, 6/24, 9/2 10/7, 10/28, 1/20
	初任者社会体験研修	夏季休業中に2日実施
	初任者研修校長連絡協議会	☆4/15~21
	2年次教員研修	(共通) 7/25
		(中) 8/4, 8/20
	2年次教員授業実践研修	(小) 6/10, 9/9, 10/21 11/11, 1/27, 2/3
		(中) 上記以外に2日
	3年次教員研修	(共通) 7/28
		(小)(中) 8/8
	3年次教員授業実践研修	上記以外に1日
	4年次教員研修	8/22
	5年次教員研修	7/31
	中堅教諭等資質向上研修	5/1, 7/29, 8/18
	中堅教諭等資質向上研修 校外研修	上記以外に7日
	15年次相当研修	1日
	臨時的任用教員研修	8/5, 1/30
学校 事務 職員 研修	共通研修 ※下線は企画研修	8/6, 8/21, 11/20
	初任者研修	5/16, 6/13, 7/11, 8/8 9/12, 10/17, 11/14
	年次研修Ⅰ	5/15, 7/10
	年次研修Ⅱ	6/12
	年次研修Ⅲ	10/16
	年次研修Ⅳ	9/11

教育研修課 35-2864 (西宮浜分室 34-1872)

研修名称	研修期日
新転任管理職校務支援システム研修	4/2, 4/3のどちらかに参加
研究担当者会	5/21
英語・外国語担当者会	4/28
学校CIO補佐担当者会	★4/25
学力調査結果説明会	☆10月
学校図書館担当者会兼学校司書研修会	5/13
学校司書研修会	4/3, 11/14

教育職員課 35-3854

名 称		期 日
小学校	校長会議	原則,毎月第2木曜日
	教頭会議	原則,毎月第3金曜日
中学校	校長会議	原則,毎月第1月曜日
	教頭会議	原則,毎月第1金曜日 ※校長会議を受けて実施
幼稚園	園長会議	原則,毎月第1水曜日
	教頭会議	原則,毎月第2火曜日
市・新任管理職研修会(校園長)		5/23
市・新任管理職研修会(教頭)		6/24
市・新任管理者研修(校園長・教頭)		8/18
小学校教頭会夏季研修会		8/4
共同学校事務グループ会議		5/28, 6/25, 7/30, 8/27 9/24, 10/29, 11/26 12/17, 1/28, 2/25
共同学校事務推進協議会		5月, 2月

※ 小学校長会地区校長会、小学校長会役員会・幹事会、小学校教頭会地区教頭会、小学校教頭会役員会・幹事会、中学校校長会研修会も市教委が開催する
 ※ 小学校 校長会議・教頭会議には、小学校・特別支援学校・義務教育学校の校長・教頭が出席する
 ※ 中学校 校長会議・教頭会議には、中学校・特別支援学校、義務教育学校の校長・教頭が出席する

教育基本法 第9条より

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

幼児教育・保育センター 35-3649

研修名称		研修期日
職務研修 (幼児教育)	初任者研修(幼)	4/21, 6/25, 10/29, 12/3
	3年次・4年次研修(幼)	5/22, 10/23, 1/29
	5年次研修(幼)	9/19
	中堅第1部研修(幼)	6/13, 11/7
	中堅第2部研修(幼)	11/28, 他1日
	中堅第3部研修(幼)	11/21
	20年次研修(幼)	10/24
	管理職研修(幼)	6/26
	企画研修(幼)	8/4, 12/17
専門研修	接続期研修 (旧専門課題研修)	5/15, 6/19, 7/8, 9/12, 10/31, 11/10, 12/11
	実技研修(旧チャレンジ研修)	5/31, 7/5
事業 保 認 小 連 携 推 進	幼保認小「つながり」連携推進委員会	5/9, 2/18
	幼保認小「つながり」担当者会	5/20or5/21, 7/7or7/9, 2/24or2/25
	幼保認小「つながり」研修	7/18, 1/20 幼保認小教職員相互研修 (幼稚園の保育公開は随時実施)

地域・学校支援課 65-1882

研修名称		研修期日
特別 支 援 教 育	特別支援教育 コーディネーター研修	5/14, 8/4
	特別支援学級担任研修	6/9(病弱), 6/11(弱視) 6/16(肢体), 6/20(難聴) 6/23(知的), 6/26(自情)
	学校生活支援教員研修	5/28, 7/3, 8/1
	幼稚園の特別支援教育体制 強化に係る担当教員研修	5/23, 8/29, 12/5
	特別支援教育支援員研修	4/4, 7/18
	保育支援員研修	4/4, 7/18
	介助支援員研修	4/4, 6/2
	医療的ケア児に係る教員、 看護師研修	7月
	情報保障研修 ※下線は企画研修	8/6
	特別支援教育に関する情報化 研修※下線は企画研修	8/6, 8/8
	特別支援教育研修(発達心 理学)※下線は企画研修	7/31
	早期発見・早期支援研修 ※下線は企画研修	7/16
	特別支援教育スキルアップ 研修	☆5/22, ☆6/19, ☆7/17, ☆8/21

Ⅳ にしのみや 学校評価ガイドライン

◆学校評価の取組み経緯

本市では、平成 19 年度(2007 年度)には、各学校の**自己評価の実施と公表**、加えて平成 20 年度(2008 年度)以降は、**学校関係者評価の実施と公表**にも取り組んできました。令和 7 年度(2025 年度)も引き続き、これらの学校評価結果を「より広く」公表するとともに、今後の具体的な目標を示し PDCA サイクルによる学校経営の改善に取り組めます。

◆にしのみや 学校評価ガイドライン

考え方

平成19年度(2007年度)より「にしのみや 学校評価ガイドライン」を策定しましたがこれは以下のことをねらいとしています。

- ①各学校の状況を把握し、市教育委員会の次年度「西宮教育推進の方向」等に生かすとともに、学校に対する支援や条件整備等の参考とする。
- ②共通の評価項目を設定し、市内全体と自校の評価結果を知ること、学校の改善のための情報の一つとする。

毎年、各学校では市教育委員会から示された評価指標に準じて、各項目の評価を行います。その評価を各学校から集約し、市内全体の評価結果について分析と考察を加え、学校教育課のホームページ（※）に公表しています。

この結果を市教育委員会の次年度の取組みや各学校の学校経営方針等に生かすことで、学校と市教育委員会が共に未来に夢をもつ子供の学びを支える学校づくりを目指します。

見方

- ・〔1〕から〔12〕の項目は、「学校評価ガイドライン〔改訂〕」（文部科学省、平成 28 年 3 月 22 日）の項目に準じています。
- ・〔 〕の中の①②・・・などの具体的な評価内容は、学校教育を推進する上で重点とすべきものを抽出したものです。
- ・各項目 4～1 の評価の目安は、以下の通りです。
 - 4 評価指標の全てが達成できている（今年度中に達成できる）
 - 3 評価指標のうち、1 つ以上が達成できている（今年度中に達成できる）
 - 2 評価指標のうち、1 つ以上について検討中である（今年度中には達成できない）
 - 1 評価指標の全てについて、検討もできていない

[学校教育課ホームページ](#)



「にのみや 学校評価ガイドライン」

カリキュラム・マネジメントの推進

〔1〕組織運営

	4	3	2	1
① 学校の教育理念や学校経営の目標や方針を明示し、家庭や地域に説明しているか	☐	☐	☐	☐
② 評価活動（PDCA）に基づいた自己評価や学校関係者評価の実施と公表を行い、学校の改善に役立っているか	☐	☐	☐	☐
③ 各分掌・学年間が「組織」として協働できるしくみがあり、教育活動を円滑に進めているか	☐	☐	☐	☐
④ 他校種との交流・連携を図りながら、学校の課題解決へ方向性や手立てを示しているか	☐	☐	☐	☐

〔2〕家庭・地域との連携

① 学校運営協議会等の会議及びオープンスクールなどにおいて、アンケートや聞き取りを行うなどして、外からの声を学校経営に反映させているか	☐	☐	☐	☐
② 保護者や地域ボランティアなどの地域の教育力を導入し、家庭・地域との協働体制を確立しているか	☐	☐	☐	☐
③ 日々の学習の目的、内容、評価の方法等の学習に関する情報を家庭に提供しているか	☐	☐	☐	☐
④ 学校での約束事、家庭での約束事について情報交換を行ったり、学校や家庭・地域での子供の望ましい姿を交流したりして、子育てについて学校・家庭・地域が役割を担うしくみを作っているか	☐	☐	☐	☐
⑤ 学校運営協議会等を通じて家庭・地域と連携し、子供が地域の行事等に進んで参加するように働きかけ、地域の一員としての自覚を育てているか	☐	☐	☐	☐

教育活動

〔3〕教育課程・学習指導

① 子供の発達段階に応じ、学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程を編成・実施しているか	☐	☐	☐	☐
② 年間指導計画に基づく学習を展開できるように、授業日数及び各教科等の授業時数を確保しているか	☐	☐	☐	☐
③ 資質・能力の育成を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が推進されるよう努めているか	☐	☐	☐	☐
④ 学力や運動能力、体力に関する調査結果を生かし、向上に向けた具体的な取り組みを行い、その成果が表れているか（※子供のあそびや家庭生活等、実態を調査し保育に生かしているか）	☐	☐	☐	☐
⑤ 目標に準拠した評価のあり方についての研究・実践を深め、自校の評価規準に基づいた評価活動及び指導方法の改善を行っているか（※学期ごとに校内研を実施し、市教委や大学の専門家等による指導を受けているか）	☐	☐	☐	☐
⑥ ICTを効果的に活用する授業づくりを行い、子供の学習意欲を高めたか（※幼は導入されていない）	☐	☐	☐	☐

〔４〕生徒指導・人権教育

	4	3	2	1
① 子供や社会の変化に対応した生徒指導方針となっているか（※学級経営方針や週計画に生かされているか）	☐	☐	☐	☐
② いじめ、問題行動、不登校、虐待、ヤングケアラーなどに対して、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなど、適切かつ迅速な対応ができていますか	☐	☐	☐	☐
③ 家庭との信頼関係を深め、関係機関とも連携を図っているか	☐	☐	☐	☐
④ 互いに尊重し支え合い、所属感の持てる集団ができていますか	☐	☐	☐	☐
⑤ 個に応じた関わり方等の指導計画を立案し実践しているか	☐	☐	☐	☐
⑥ 不登校生の評価について、できる限り多くの評価資料を集め、適切な評価活動を行うことに努めているか（※家庭と連絡を密にし、適切に対応しているか）	☐	☐	☐	☐
⑦ 人権教育の４つの内容をバランスよく計画し、学校の教育活動全体を通して実施しているか	☐	☐	☐	☐

〔５〕道徳教育

① 各教科等との関連を図り、４つの視点に含まれる全ての内容項目を取り上げた「道徳科の年間指導計画」を作成して実践し、子供の育ちに合った効果が出ているか（※年間指導計画、週計画に組み込まれているか）	☐	☐	☐	☐
② 全教育活動の中で道徳性を養うための指導を行い、子供の育ちに合った効果が出ているか（※日々の保育の中で総合的に指導されているか）	☐	☐	☐	☐
③ 家庭や地域に、学校の取組みを積極的に発信したり、地域教材を扱う授業等に参加や協力を得たりするなどして、子供に地域の一員としての自覚を促す取組みを行っているか（※家庭との連携が十分できているか）	☐	☐	☐	☐

〔６〕キャリア教育

① 学校の状況をふまえ、特別活動を要としながらキャリア発達の段階を考慮した組織的・計画的な取組みを行っているか	☐	☐	☐	☐
② 兵庫版「キャリア・パスポート」、キャリアノートなどを作成・活用し、子供が学習や活動を見通したり、振り返ったりして自分を見つめることで、主体的にキャリアを形成していく力を育成する取組みをしているか	☐	☐	☐	☐
③ 計画的な進路相談、進路情報の幅広い収集や適切な提供等、進路指導体制が充実しているか	☐	☐	☐	☐
④ 子供の育ちに合った、自己の適性や生き方を主体的に考える学習場面や機会を設定しているか	☐	☐	☐	☐
※①～③ 就学に向けて、滑らかな接続、移行ができるような活動を取り入れているか（幼小連携）				

〔７〕特別支援教育

① 「個別の教育支援計画」を策定し、「個別の指導計画」を作成するとともに、PDCAサイクルを確立し、指導及び支援内容の明確化、共有化を図っているか	☐	☐	☐	☐
② 特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会を定期的（毎月・毎学期等）に開催するなど、校内の支援体制が組織として機能しているか	☐	☐	☐	☐
③ 適切な指導及び支援の内容や方法の工夫を図る校内研修等を定期的に行い、障害等による学習上又は生活上の困難を改善し、克服するように進めているか	☐	☐	☐	☐
④ 校内委員会において、合理的配慮の提供について３観点11項目を参考に検討し、代替措置の選択も含めて本人・保護者と合意形成を図った上で決定しているか	☐	☐	☐	☐

〔8〕学校図書館教育

	4	3	2	1
① 学校図書館を効果的に活用するために「学校図書館経営計画」を作成し、適切に実施しているか	☐	☐	☐	☐
② 日常的に読書に親しみ、豊かな人間性を育むことができ、すすんで通いたくなる学校図書館づくりを進めているか	☐	☐	☐	☐
③ 読書習慣を定着させるとともに確かな学力や情報活用能力を育むために、学校図書館の活用を図っているか	☐	☐	☐	☐

〔9〕保健教育、保健管理

① 自校の実態を踏まえた学校保健計画を策定し、保健教育、保健管理、学校保健委員会等の保健組織活動の推進に努めているか	☐	☐	☐	☐
② 日常の健康観察、学校精神保健コンサルテーションなどを通して、子供のメンタルヘルスの理解と対応に努めているか	☐	☐	☐	☐

研究・研修

〔10〕研究・研修

① 子供の実態から学校課題を明確にし、課題の解決に向けて、組織的・計画的に研究・研修に取り組んでいるか	☐	☐	☐	☐
② 進んで授業を公開し、教職員自らが積極的に学び、向上する姿勢を持って研究・研修を行っているか	☐	☐	☐	☐
③ 幅広い視野から取り組むべき研修課題を見出し、その解決に向け努力しているか	☐	☐	☐	☐

環境・管理

〔11〕施設・設備

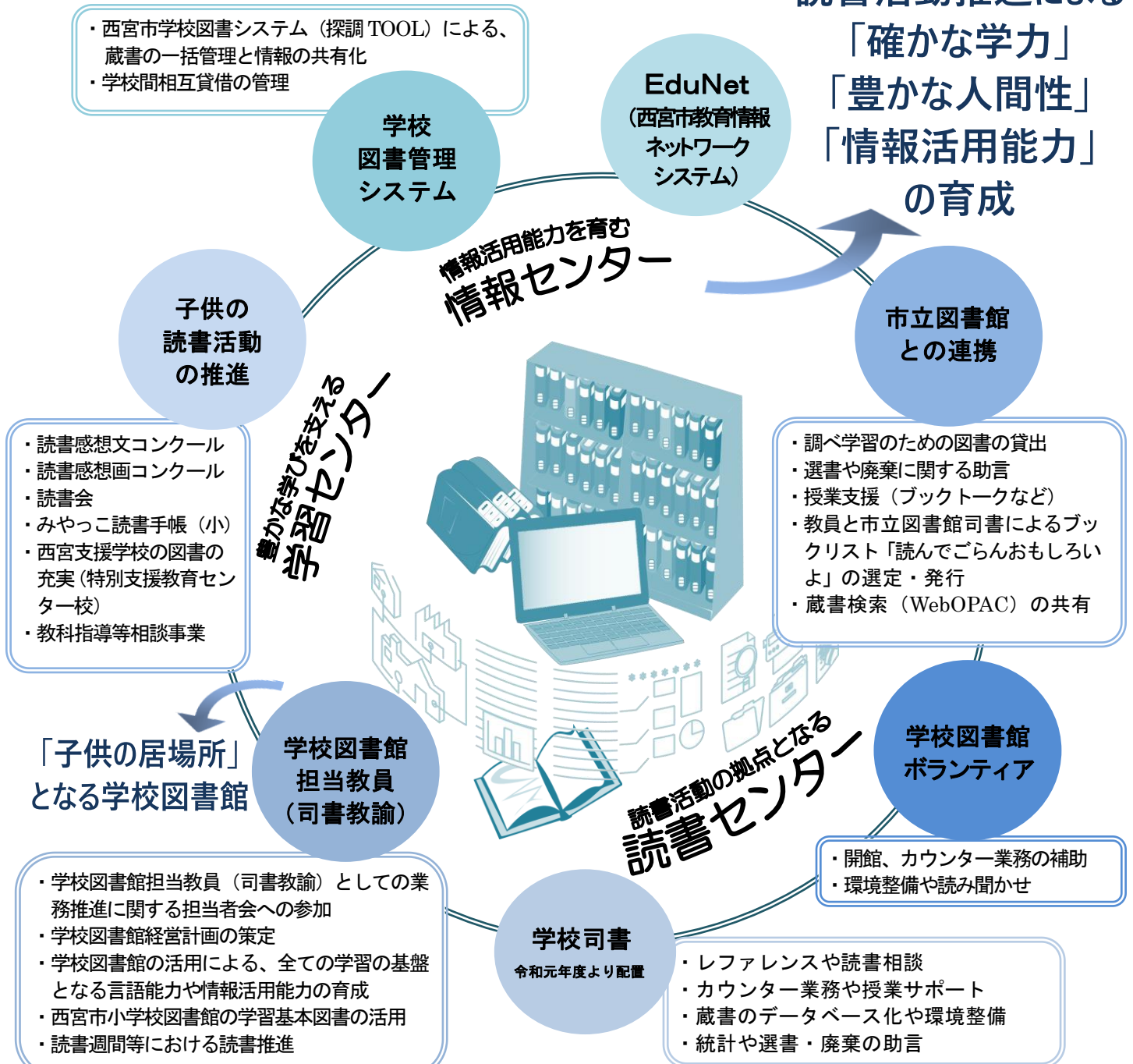
① 学校が生活の場として、清潔で美しく整っているか	☐	☐	☐	☐
② 子供が活用しやすい学習の場としての環境整備ができているか	☐	☐	☐	☐
③ 施設・設備の安全点検を定期的に実施し、危険の早期発見及び改善で事故発生防止に努めているか	☐	☐	☐	☐

〔12〕安全管理

① 個人情報扱い、情報モラルの徹底等を図るために情報管理体制を整え、定期的な点検活動等を行っているか	☐	☐	☐	☐
② 防犯を含む生活安全・交通安全・災害安全（防災）を総合した学校安全計画を策定し、安全管理と安全教育を一体的に進めているか	☐	☐	☐	☐
③ 子供の安心・安全を守る危機管理体制（心のケア含む）及び救急体制が確立しているか	☐	☐	☐	☐
④ 家庭・地域と連携して、地域の実情に応じた防災教育を進めたか	☐	☐	☐	☐

学校文化の拠点となる学校図書館

読書活動推進による
「確かな学力」
「豊かな人間性」
「情報活用能力」
の育成



* 学校司書…言語活動や探究的な学習の充実、読書活動等を通じた子供の豊かな人間性の形成を目指し、学校図書館において司書にあたる業務を行う職員

学校図書館と市立図書館の連携

学校図書館では、西宮市図書管理システムによる市立図書館の蔵書検索を活用することで、子供の読書活動の充実につなげている。市立図書館見学、集団読書や調べ学習のための本の借り出し、市立図書館司書によるブックトークなど、学校図書館と市立図書館が連携した取組みも実施している。そして、学校図書館担当教員や学校司書を対象とする研修会に市立図書館司書も参加し、連携強化を進めている。また、市立図書館司書が、学校図書館の蔵書に関する助言や学校図書館ボランティアに対して読み聞かせや本の修理方法等の指導をすることで、学校図書館の充実を図っている。さらに、西宮浜義務教育学校の図書館が西宮浜地域の読書活動の拠点となることを目指し、西校舍図書館を地域に開放している。

西宮市子供読書活動推進計画

〔令和元年度～令和6年度〕※令和7年3月31日まで

西宮が目指す教育の情報化

GIGA スクール構想

- 1人1台タブレット端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現する
- これまでの教育実践と最先端の ICT のベストミックスを図ることにより、教職員・子供の力を最大限に引き出す

ICT 活用により目指す西宮の子供像

情報活用能力を身につけ、知識基盤型社会及び高度情報化社会で将来にわたって生き生きと活躍する子供

ICT 活用により育成する資質・能力

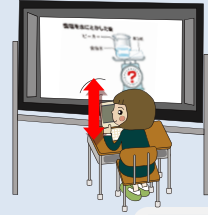
ICT を活用し、自分の思いや考えを伝え合い、高め合う力、プレゼンテーションやコミュニケーション、コラボレーションを通して、協働して課題を解決する力

児童生徒用 ICT 端末による学習

デジタル教科書・教材の有効活用

今までの指導者用デジタル教科書に加え、教科書の QR コードを即時に読み取り、デジタル教材等を活用できます。また、書き込みや消去を簡単に繰り返すことができるので、大型提示装置に表示することにより、考えを可視化し、議論を活性化するなど学習活動の充実につなげることができます。

※「発表しま〜す」、SKYMENU Cloud、スマイルネクスト



全員参加の学習へ

一人一人の考えを同時に共有することができるため、効果的な協働学習を行うことができます。個人で作った物をリアルタイムで一つにまとめてグループで資料を作成することもできます。

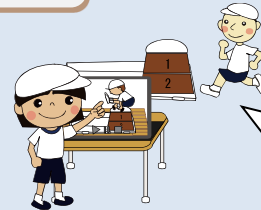
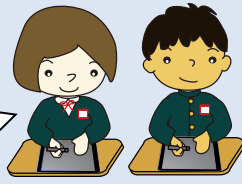
※Teams

学校での活用

デジタルドリルによる個別最適化した学び

子供たちの理解度に応じた問題への取り組みや、振り返り学習が充実し、基礎学力の向上につながる。また苦手分野の解析により、教師のきめ細かな指導や支援を的確に行う手助けになります。

※e ライブラリ



様々な場面での活用

教室での利用以外にも、カメラを利用したフォーム確認や、実験過程の振り返りや、定点観察によるコマ撮り動画の作成等、学校生活の中に新しい教具として入り込んでいきます。

※カメラ機能

家庭での活用について

デジタルドリルによる宿題や反復学習への取り組み。課題の作成。アンケートや学校だよりなどの学校からの配布物のデジタル配信やオンラインでの回答や提出。

小・中・義務教育・特別支援学校の児童生徒用 ICT 端末を西宮市が貸与

○小・中・義務教育学校 (小1)

NEC
タブレット PC

(小2～)

Lenovo
ideaPadD330

○特別支援学校

Apple
iPad



非常時

臨時休業等

オンライン



朝・夕の学活
連絡
健康観察
個人面談
学習内容の共有
課題の配布・提出
自主的反復学習
課題の作成

学校ならではの
「つながり」と
「学び」の継続

令和3年度

令和4年度

令和5年度

令和6年度

令和7年度

端末整備

導入期

改善期

充実期

安定期
活用の日常化と深まり

成熟期
複線型の授業展開

活用目標

週2～3回

1日1回

1日1回以上

端末利用の日常化

あすなろ

あすなろ	活動時間	受入れ人数	活動形態	活動内容
①なるおきた	月～木 9:15～14:15	50名程度	<u>カリキュラム制</u> より学校に近い環境 で学びたい	自主学习、交流活動、 スポーツ活動等
②かわらぎ	月～木 9:30～11:30	45名程度	<u>カリキュラム制</u> より学校に近い環境 で学びたい	自主学习、交流活動、 スポーツ活動等
	月～木 13:00～15:00	45名程度	<u>フリーセクション制</u> 活動内容を自分で選 択したい	様々な活動から自分 の活動したいものを 自由に選択する
③やまぐち	月・火・水・金 13:10～15:10	15名程度	<u>ショートタイム制</u> 集団は可。短時間か ら始めたい	自主学习 交流活動等
④みらい	月～木 午前の部 9:30～11:30	25名程度	<u>少人数制</u> 緩やかに集団に慣れ たい	自主学习、交流活動 (ソーシャルスキル) 等
	午後の部 13:00～15:00	25名程度		
⑤しおせ (サテライト)	月・木 13:00～15:00	15名程度	<u>ショートタイム制</u> 週2日、短時間から 始めたい	自主学习 交流活動
⑥うえがはら (サテライト)	火 13:00～15:00	15名程度	<u>ショートタイム制</u> 週1日、短時間から 始めたい	自主学习 交流活動
⑦はまわき (サテライト)	金 13:00～15:00	15名程度	<u>ショートタイム制</u> 週1日、短時間から 始めたい	自主学习 交流活動
⑧あすなろ オンライン (オンライン支援)	水 9:30～11:30	適宜	<u>ICTを活用した支援</u> まずは「つながること」 から始めたい	オンラインでの自主 学習・交流活動
⑨あすなろとく (オンライン支援)	月～金 14:00～16:00 (事前予約制)	適宜	<u>ICTを活用した支援</u> あすなろの支援員と「お 話」してみたい	オンラインを活用し た対話の時間

① なるおきた

花園町 10-20 鳴尾北幼稚園休園施設内

② かわらぎ

中島町 5-2 瓦木幼稚園休園施設内

③ やまぐち

山口町上山口 2-3-43 山口中学校内

④ みらい

高畑町 2-77 西宮市立こども未来センター内

⑤ しおせ(サテライト)

名塩新町 1 塩瀬公民館内

⑥ うえがはら(サテライト)

六軒町 1-32 上ヶ原公民館内

⑦ はまわき(サテライト)

浜脇町 5-14 浜脇公民館内



★④…地域・学校支援課 ☎0798-65-1881 (保護者向け) ☎0798-65-1882 (学校向け)

★①～③、⑤～⑨…児童生徒支援課 ☎0798-35-3884

主な相談機関 I (西宮市)

相談機関名		相談内容	受付曜日・時間	場所・受付電話番号
こども未来センター	(保護者・本人) 相談支援チーム	子供の育ちや発達、学校・幼稚園・保育所での生活等で生じる不安や心配についての相談	【電話相談】 【来所相談】要予約 月曜日～土曜日 9:00～19:00 (土曜日は 17:00 まで)	西宮市高畑町 2-77 0798-65-1881
	(学校園・関係機関) 学校園支援チーム	西宮専門家チームによる教職員への教育研修、保護者・教職員への教育相談、特別支援学校の巡回相談、心理士によるアウトリーチ、「あすなろ みらい」の利用等に関する相談	月曜日～金曜日 【来庁相談】 9:00～17:00 【電話相談】 9:00～17:30	西宮市高畑町 2-77 0798-65-1882
児童生徒支援課	生徒指導チーム	生徒指導に関する相談	月曜日～金曜日 【来庁相談】 9:00～17:00 【電話相談】 9:00～17:30	西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所本庁舎 6 階 0798-35-3795
	いじめ相談チーム	いじめに関する相談	月曜日～金曜日 【来庁相談】 9:00～17:00 【電話相談】 9:00～17:30	西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所本庁舎 6 階 0798-33-0077 (専用ダイヤル)
	保健安全チーム	学校保健・安全に関する相談	月曜日～金曜日 【来庁相談】 9:00～17:00 【電話相談】 9:00～17:30	西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所本庁舎 6 階 0798-35-3860
	不登校対策チーム	「あすなろ なるおきた、かわらぎ、やまぐち、しおせ、うえがはら、はまわき」の利用等に関する相談	月曜日～金曜日 【来庁相談】 9:00～17:00 【電話相談】 9:00～17:30	西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所本庁舎 6 階 0798-35-3884
特別支援教育課		特別支援教育に関する相談 就園・就学相談	月曜日～金曜日 【来庁相談】 9:00～17:00 【電話相談】 9:00～17:30	西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所本庁舎 6 階 0798-35-3897
学校教育課 こころの教育推進チーム		日本語指導を必要とする(外国につながるの)子供への指導・支援に関する相談	月曜日～金曜日 【来庁相談】 9:00～17:00 【電話相談】 9:00～17:30	西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所本庁舎 6 階 0798-35-3857
子育て総合センター		乳幼児への関わり方や発達、生活習慣についてなど、子育ての悩みに関する相談	月曜日～土曜日 (祝日、年末年始は除く) 9:00～17:00 (土曜日 12:00～13:00 は除く) 【電話・面談・Eメール】 (のびのびあおぞら館 HP の専用フォームを利用) 面談のみ要予約	西宮市津田町 3-40 0798-35-5151 (専用ダイヤル)
子供家庭支援課	家庭児童支援チーム (子育て・児童虐待防止)	・子供に関する悩みごと、養育についての相談(必要に応じて専門機関の紹介) ・児童虐待通報の相談窓口、子供のしつけや虐待に関する相談	月曜日～金曜日 9:00～17:00 【電話・面談】 (面談の場合はなるべく事前申込)	西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所本庁舎 7 階 0798-35-3089 0798-35-3749
	母子・女性支援チーム (ひとり親・女性)	・母子家庭・父子家庭の生活上の悩みや子供の養育問題に、母子・父子自立支援員が対応 (離婚や経済的な相談にも応じる) ・家庭生活等の女性の悩みや心配ごとに女性相談支援員が対応	月曜日～金曜日 9:00～17:00 【電話・面談】 面談のみ要予約	西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所本庁舎 7 階 0798-35-3166

主な相談機関Ⅱ（兵庫県・民間）

相談機関名	相談内容	受付曜日・時間	場所・受付電話番号
心の教育推進センター ひょうごっ子悩み相談 （兵庫県教育委員会）	いじめ、不登校、友人関係や進路、体罰だけでなく、子供の SOS 全般についての相談	【電話相談】 毎日 24 時間	ひょうごっ子<いじめ・体罰・子ども安全>相談 24 時間 ホットライン 0120-0-78310 ※24 時間子供 SOS ダイアル
		平日 9:00～17:00 （12/29-1/3 を除く）	0120-783-111
		【予約受付】 平日 9:00～17:00 【面接相談】 要予約 平日 9:00～17:00 （12/29-1/3 を除く）	加東市山国 2006-107 0120-783-111
ひょうごっ子悩み相談 （阪神教育事務所分室）	いじめ、不登校、友人関係や進路、体罰だけでなく、子供の SOS 全般についての相談及び通報	【分室・電話相談】 平日 9:00～17:00 （12/29-1/3 は休み）	ひょうごっ子<いじめ・体罰・子ども安全・不登校>相談・通報窓口 0798-23-2120
		【分室・面接相談】 要予約 毎月第 3 水曜日 14:00～16:00	西宮市櫛塚町 2-28 兵庫県西宮庁舎内 阪神教育事務所 0798-23-2120
兵庫県立 但馬やまびこの郷	不登校児童生徒とその保護者及び指導者の相談 カウンセリング	月曜日～金曜日 9:00～17:00 （祝日・年末年始を除く）	朝来市山東町森字向山 3045-101 079-676-4724
心の教育推進センター 特別支援教育相談 （兵庫県教育委員会）	障害（LD、ADHD 等を含む）のある幼児児童生徒の学習・生活等の相談	【電話相談・来所相談】 平日 9:00～17:00 （12/29-1/3 を除く） 【来所相談】 要予約	加東市山国 2006-107 0120-332-558
兵庫県西宮こども 家庭センター	養護相談（児童虐待を含む） 保健相談 障害相談（肢体不自由、知的障害、自閉症等） 非行相談（ぐ犯、触法） 育成相談（性格行動、不登校、しつけなど）	【電話相談】 月曜日～金曜日 9:00～17:30 ※24 時間ホットライン や児童相談所虐待対応ダイヤルは、平日夜間や土日祝も対応	西宮市青木町 3-23 0798-71-4670 児童虐待防止 24 時間ホットライン 0798-74-9119 児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いちばやく）
西宮少年サポート センター （兵庫県警少年課）	非行問題、交友問題等少年に関する悩み、困りごとを解決するため、専門的な立場から相談	【電話相談】 月曜日～金曜日 9:30～17:30 【面接相談】 要予約	西宮市神祇官町 2-6 西宮市教育委員会神祇官分室 2 階 0798-67-0776 ヤングトーク 県警本部少年相談室 0120-786-109
兵庫ひきこもり相談支援センター 阪神ブラン チ いきがいさがし	ひきこもり（当事者・家族）に関する相談	【電話相談・来所相談・訪問相談】 火・水・木・金 10:00～16:00	西宮市名塩新町 3-2 050-3749-1227
民間における相談 （児童養護施設三光塾）	子育て・育児に関する相談、児童虐待に関する相談	毎日 24 時間対応	西宮市小松西町 2 丁目 6-30 子育てテレフォンハッピートーク 0798-45-5535